

## 平成27年決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成27年10月28日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時38分閉議

---

### 本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

内容説明

平成26年度各会計決算

質疑

平成26年度一般会計歳入

平成26年度一般会計歳出（1 議会議～2 総務費）

閉議宣告

---

### 出席委員（17名）

委員	谷口隆徳君	委員	喜多武彦君
委員	大西陽君	委員	村上緑一君
委員	渡辺英次君	委員	谷守君
委員	松ヶ平哲幸君	委員	岡崎治夫君
委員	遠山昭二君	委員	山居忠彰君
委員	十河剛志君	委員長	出合孝司君
副委員長	国忠崇史君	委員	井上久嗣君
委員	粥川章君	委員	斉藤昇君
委員	丹正臣君		

---

### 出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中峰寿彰君	市民部長	法邑和浩君
保健福祉部長	川村慶輔君	経済部長	金章君

建設水道部長	沼田浩光君	朝日総合支所長	藤森裕悦君
市立病院事務局長	三好信之君	総務部次長兼財政課長	中舘佳嗣君
総務部市史編さん室長	渡辺敏嗣君	市民部次長兼環境生活課長	千葉靖紀君
経済部次長兼国営農地再編推進室長兼農業振興課長	井出俊博君	建設水道部技監	工藤博文君
朝日総合支所次長兼地域住民課長	長南広基君	企画課長	青木伸裕君
秘書広報課長	東川晃宏君	総務課長兼市史編さん室参事	鴻野弘志君
税務課長	古川敬君	商工労働観光課長	岡崎浩章君
経済建設課長	深川雅宏君	企画課主幹	大橋雅臣君
財政課主幹	丸徹也君	経済建設課主幹	島田英貴君
企画課主査	久光徹君	企画課主査	坂本洋紅君
秘書広報課主査	千葉玲君	財政課主査	藤田晶宏君
財政課主査	檉木孝士君	商工労働観光課主査	友田正樹君
<hr/>			
教育委員会教育長	安川登志男君	教育委員会生涯学習部長	菅井勉君
<hr/>			
農業委員会会長	松川英一君	農業委員会事務局長	小ヶ島清一君
<hr/>			
監査委員	吉田博行君	監査委員事務局長	竹内雅彦君
<hr/>			

事務局出席者

議会事務局長 石川 敏 君

議会事務局  
総務課主査 前畑 美香 君

議会事務局 浅利 知充 君  
総務課長

議会事務局 粕谷 幸広 君  
総務課主事

---

(午前10時00分開議)

○委員長(出合孝司君) ただいまの出席委員は全員であります。

これより本日の委員会を開きます。

---

○委員長(出合孝司君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

---

○委員長(出合孝司君) 最初に、本特別委員会の運営について申し上げます。

当委員会に付託された事件は、認定第1号 平成26年度士別市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号 平成26年度士別市病院事業会計決算認定についてまでの9案件であります。この付託案件の質疑から採択までを本日から10月30日までの3日間とし、お手元に配付してあります審査日程のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

ここで、付託案件の審査方法についてお諮りいたします。平成26年度の決算審査については、初めに各会計の決算の概要について担当部長から内容の説明を聴取し、その後、各会計について質疑を行い、平成26年度決算全般についての質疑が終了後、採択を行うという審査方法にいたしたいと思っております。

なお、質疑については、あらかじめ通告書を提出していただいておりますので、通告に従い、一般会計については歳入を一括して質疑し、次に歳出を款、項ごとに質疑する方法にいたしたいと思っております。また、特別会計については6会計を一括、企業会計については水道事業会計、病院事業会計を一括して質疑する方法にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(出合孝司君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

初めに、平成26年度各会計の決算の内容について説明を求めます。中峰総務部長。

○総務部長(中峰寿彰君) 平成26年度の決算概要の説明に当たりまして、まず、一般会計総額の概要と各種健全化判断比率について、さきの定例会でも市長、副市長から御報告申し上げたところですが、改めて御説明申し上げます。

平成26年度一般会計については、歳入総額181億243万4,000円、歳出総額178億378万7,000円、収支を差し引いた形式収支は2億9,865万7,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支につきましては2億7,419万6,000円の黒字となったところでございます。この結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも算定を要しない結果となり、実質公債費比率については前年度から0.4ポイント減の15.0%となりました。また、将来負担比率については、前年度に比べて3.9ポイント増となりましたが、139.1%と一定の水準を維持しているところでございます。

次に、第2款総務費のうち、総務部が所管する主な決算の概要について御説明申し上げます。

まず、新規事業では、本市の財政状況を幅広い年代の皆さんに理解していただくため、わかりやすい予算書を発行したほか、今後のまちづくりの担い手となる若い年代や女性の人材育成を目指して士別まちづくり塾を開設いたしました。

また、本市のPRと情報発信に向けては、士別市ビデオニュースの配信開始を初め、豊かな自然などの地域資源を生かした天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトの一環として、水道水のボトリング事業などを行ってきたところであります。

このほか、本庁舎の整備に係る検討を進めるための耐震診断の実施、官民連携による新たな公共サービスの提供などに向けたPFI・PPP研究会の設立と調査・研究、公共交通の利用と理解拡大などを目的とした小・中学生バス半額助成事業などに取り組んできたところです。

一方、継続事業といたしましては、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを初め、市民の声広聴事業などによる意見聴取と広報、ホームページ、フェイスブック等による情報発信と共有化、協働のまちづくり推進事業や人材育成、交流推進事業による市民の皆さんの主体的活動への支援、新エネルギー導入促進事業による助成、あるいは地域公共交通活性化協議会との連携による地域公共交通の維持・確保にも努めてきたところです。

このほか、交流事業といたしましては、ゴールバーン・マルワリー市からの訪問団一行の対応を初め、みよし市との各種交流、ふるさと会やゆかりの会との交流、そして、ふるさと大使との意見交換などを実施いたしました。更に、川内村の復興支援も継続するとともに、これまでの取り組みなどを紹介する「絆」コーナーを新設したところです。

これらのほか、誘致企業との連携事業、移住促進事業などを実施する中で、元気なまちづくりに努めてまいりました。

以上が総務部の所管事業の概要であります。

○委員長（出合孝司君） 法邑市民部長。

○市民部長（法邑和浩君） 私から、市民部所管に係る決算概要について申し上げます。

まず、第2款総務費であります。主な事業としては、自治会活動の活性化推進を図るため、活動費及び防犯街灯のLED化など新設維持費の一部を助成したほか、安全で安心して生活できるまちづくりを進め、快適な地域社会実現のため、防犯協会等、各種団体に補助を行うとともに、通学路の防犯灯の少ない箇所にもLED防犯灯を設置し、安全性向上を図りました。

第3款民生費では、市内各地域に交通安全指導員を配置するとともに、特に交通量の多い通学路に登下校専任指導員を配置し、交通安全運動を推進しました。

また、乳幼児等の保健向上と子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、ゼロ歳児から就学前の入院・通院と小学生の入院について医療費を助成するとともに、市単独事業として、小学生以下の医療費無料化並びに中学生の入院医療費を助成しました。

第4款衛生費では、容器包装再商品化及び紙類分別収集の委託を実施したほか、収集カレンダー、生ごみ分別辞典を作成し、ごみ減量化と再生利用を推進しました。また、市有地に不法投棄された冷蔵庫、テレビ、タイヤ等を適正処理しました。

また、環境センター建設事業では、一般廃棄物最終処分場及びマテリアルリサイクルセンターの調査設計業務、建設用地の粗造成工事を終えるとともに、平成27年度本体着工に向けた準備工など、平成29年4月の供用開始に向け事業を進めたところであります。

次に、国民健康保険事業特別会計についてであります。保険事業では、被保険者への療養費給付を行うとともに、特定健診、保健指導の実施やがん検診、人間ドックの受診料助成により負担軽減を図り、疾病の早期発見や健康増進に努めました。

国保財政としては、26年度において税率改定を行い、3年間で健全化を図ろうとしているところであります。決算では、被保険者の負担軽減を図るための一般会計繰入金として、収支不足額の約1,540万円を措置し、収支均衡を図った次第であります。

以上、市民部所管事業の主な事業概要であります。

○委員長（出合孝司君） 川村保健福祉部長。

○保健福祉部長（川村慶輔君） 私から、保健福祉部所管に係る決算概要について御説明させていただきます。

まず、少子高齢化や核家族化の進行など社会情勢の変化に伴い、生活上の支援を要する市民を取り巻く課題が複雑・多様化している中、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを目指すため、第3期地域福祉計画を策定したほか、本計画を上位計画に、障害者の自立や生活支援の充実を図るため第4期障害福祉計画、次世代を担う子供たちを支える子ども・子育て支援事業計画、高齢者に対し医療・介護・住まい・生活支援サービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を柱とする第6期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、更に市民の健康づくりを推進するための健康長寿推進計画や第2次食育推進計画など、各福祉分野に係る個別計画を策定し、これら計画の着実な推進を図っているところで

す。個別分野での決算状況については、障害者に対する事業として、障害のある方が地域において自立した生活を送ることができるよう各種サービスの提供を行うとともに、新たに手話通訳者の養成や要約筆記者の派遣事業を実施したほか、社会福祉協議会との連携のもと、福祉ボランティア育成事業やふれあい広場を開催するなど、地域福祉の推進に努めました。

子育て支援につきましては、子供に関するさまざまな相談に対し、迅速かつ適切な支援ができるよう、家庭児童相談員1人を増員し2人体制とするとともに、子供の権利の侵害に関する事業に対応するため、子供の権利救済委員会を設置し、救済体制の整備を図りました。

また、子育て不安を抱く御家庭を支援するため、子育て支援センターゆらの職員による訪問事業を開始したほか、障害のある児童を総合的に支援するため、新たに児童相談支援センター虹を北星保育園内に開設するなど、子育て日本一を目指した各種施策の取り組みを進めました。

高齢者に対する事業については、市民が生涯を通じて健康で安心して生活できる健康長寿日本一のまちを目指すため、平成26年4月に健康長寿推進室を設置し、各種施策を展開するとともに、その拠点施設として、新たに建設するいきいき健康センターの基本設計及び実施設計を

市民の皆様から多くの御意見をいただきながら作成し、28年10月の完成に向け、建設作業に着手いたしました。

また、コスモス苑及び桜丘荘を社会福祉法人三愛会に指定管理するとともに、高齢者及び障害者の権利を守るため、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業への支援を行ったほか、成年後見制度の利用支援や市民後見人の養成に努めました。更に、福祉パトロールや地域サロン、見守り活動協力事業所を拡充するなど、地域支え合い事業の充実を図るとともに、和が舎、ぷらっとの入浴料助成の拡大を図りました。

市民の健康づくりへの取り組みについては、疾病の早期発見に資するため、成人病健診センターのエックス線透視診断機器等の機能充実を図りながら、成人病健診や集団健診を実施するとともに、その後の健康づくりの支援を効果的に進めていくため、健康管理システムへの各種健診データの集積に努めるほか、地域に密着した保健指導の強化を図るため、地区担当保健師制度導入準備に取り組みを進めました。

また、疾病の予防については、既存の各種予防接種に加え、成人の風疹ワクチン予防接種及び成人用肺炎球菌ワクチン接種への助成に新たに組み込んだほか、健康づくり講演会や食育セミナーを開催するなど、健康に対する意識の醸成に努めたところです。

以上申し上げまして、保健福祉部所管に係る決算の概要といたします。

○委員長（出合孝司君） 金経済部長。

○経済部長（金 章君） 私から、経済部所管の5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費の主な事業の概要について申し上げます。

まず、5款労働費では、国の緊急雇用創出事業交付金を活用いたしまして、新規学卒者雇用対策など3事業で新たに7名の雇用創出を図ったほか、雇用対策、勤労者福祉対策を継続実施したところであります。

次に、6款農林水産業費では、国の経営所得安定対策として、士別市農業再生協議会から市内農業者に対しまして、戦略作物助成や畑作物の数量払い等に係る交付金約46億3,700万円が支払われ、その事業推進に当たり、また、農家における労働力確保対策といたしまして、ファームコントラクター等の組織化による労働負担の軽減や生産費の削減に向けた労働力支援対策を推進したほか、農業・農村担い手支援対策といたしまして、就農研修助成に加え、グリーンパートナー推進事業として、羊のまちでときめきツアーを実施したところであります。

農地整備費としては、上士別地区での国営農地再編事業費の推進事務に当たったほか、水田圃場の大区画化が進む中、スケールメリットを生かし、農作業の効率化・省力化を目指し、ICT農業の導入としてGPSなどの機器購入を図ったところであります。更に、ビートの作付振興を図るため、生産確保支援対策を初めとする寒冷地作物の振興対策を講じたところであります。

また、酪農経営に必要な基盤整備を図るため、北海道農業公社による畜産担い手総合整備事業を実施したほか、サフォーク羊の振興対策に加え、生ごみ・下水汚泥等のバイオマス資源を

用いたバイオマス資源堆肥化施設の円滑な運営に努め、堆肥の利活用促進と温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを行ったところであります。

また、市有林の維持・造成など森林環境の整備とともに、エゾシカ等の有害鳥獣防止対策を継続して講じてきたところであります。

次に、7款商工費では、中心商店街の集客力・販売力を高めるため、国の地域商店街活性化事業を活用し、にぎわい市場など3事業を支援し、また、中小企業の育成と経営の合理化を図るため、運転資金、設備資金等の融資事業のほか、ラブ士別・バイ士別運動の推進、住宅改修及び住宅新築への助成を継続実施するとともに、本市を初めとする道北9市によるユジノサハリンスク道北物産展に継続して参加してきたところであります。

次に、各種観光イベントに対する助成を継続するとともに、平成27年の羊年に向けて、羊年PR事業により、さほっち、メイちゃんの結婚式や羊年カウントダウン、年賀状デザイン募集等の事業を実施するとともに、羊と雲の丘観光振興プロジェクトでの議論を踏まえた羊飼いの家のリニューアルオープンへ向けまして施設整備を図り、羊のまち士別着地型観光推進事業を強化したほか、羊と雲の丘観光施設、スポーツ合宿センター、日向保養センター等については、指定管理者と連携の上、適切な管理運営に努めたところであります。

以上が労働費から商工費までの経済部所管の概要であります。

○委員長（出合孝司君） 沼田建設水道部長。

○建設水道部長（沼田浩光君） 私から、建設水道部所管事業の決算の概要について申し上げます。

初めに、道路関係については、平成21年度からの継続事業、南町東1号線道路の歩道新設工事が完了したほか、歩道のバリアフリー化や北大通り交差点改良工事など、安全・安心な道路環境の整備を図りました。都市計画街路西広通り改良事業は、用地買収・補償事務関係については全体の86%の進捗となりましたが、改良舗装済み延長については、社会資本整備総合交付金が削減となった影響により、全体計画延長1,660メートルに対し、26年度末延長は590メートルにとどまったため、進捗率は36%となっています。

地域環境整備事業では、11地域81カ所の要望について、地域の皆さんと現地調査及び優先度の協議を実施しました。その結果、簡易舗装工事を初め、道路側溝の整備、縁石の更新など生活環境の整備を実施したほか、丸三川を初めとする7河川を整備するなど、災害に強い環境の整備を図りました。

公園事業では、つくも水郷公園の再整備に当たり、市民検討会議を設置し、本市のシンボリック公園として市民が望む公園像について、提言書として答申をいただきました。上士別児童公園、宮下公園の遊具の更新に当たっては、住民アンケートを実施するなど、地域の声を反映した公園整備の取り組みを進めました。また、ひばり児童公園など市内3カ所の公園では、地域自治会や小学校児童による遊具の塗装作業など、市民参加による公園整備を実践していただきました。

市営住宅関係では、家庭菜園つき高齢者住宅整備事業により、多寄団地の建てかえ4棟16戸



を完了しました。また、つくも団地の建てかえに着手したほか、既存住宅の屋根・外壁の補修など、住宅環境の整備に努めました。

冬期間の道路管理については、融雪溝制御システムの更新事業が完了したことで、通信回線のデジタル化、流入水量の調整能力など、機器制御機能が大幅に向上しました。

このほか、市道路線全般について、きめ細かな除排雪作業、わだちの解消を図るための整正作業を実施するなど、安全で快適な冬道の道路環境整備に努めました。

以上が8款土木費の主な概要であります。

次に、士別市水道事業会計について申し上げます。

初めに、事業概要についてであります。

東山浄水場改良事業では、原水水質監視装置を新設し、水質管理の強化に努めたほか、場内整備工事として侵入防止策を実施するなど、浄水場施設の安全強化を図りました。

このほか、老朽管更新のための布設がえ工事を実施したほか、災害時の拠点施設に通じる管路については耐震管への更新を実施するなど、水量・水圧の安定及び緊急時の給水拠点の確保に努めました。

次に、財政状況について申し上げます。

経営の実態についてであります。収益的収支について、消費税抜きで申し上げますと、収入合計5億577万円、支出合計6億1,245万9,000円となり、この結果、1億668万9,000円の純損失が生じたところですが、会計制度の改正により、その他未処分利益剰余金変動額3億3,133万1,000円が計上となったことで、前年度繰越欠損金及び当年度純損失の差し引き後の当年度未処分利益剰余金は1億742万1,000円となりました。

次に、資本的収支について、消費税込みで申し上げますが、収入合計4億8,492万1,000円、支出合計5億5,764万2,000円となり、この結果、7,272万1,000円の資本的収支不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金5,420万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,851万4,000円をもって補填した次第です。

今後も徹底したコストの縮減を初め、長期的視野に立った経営分析など、一層の企業努力により安定した給水サービスと健全経営の確保に努めてまいります。

以上であります。

○委員長（出合孝司君） 藤森朝日総合支所長。

○朝日総合支所長（藤森裕悦君） 私から、平成26年度朝日総合支所所管の事業内容について御説明申し上げます。

まず、総務費では、新規の天塩岳・天塩川魅力発信プロジェクトの推進事業の一つとして、天塩岳の西天塩岳コース登山道を新設しまして、地域ブランド化の推進と交流人口の拡大を図りました。

民生費では、朝日町市街地の2カ所に車両速度に反応する回転灯を更新し、車両速度の抑止を図りまして、交通事故防止に努めたところでございます。

衛生費では、あさひクリニックに点滴の際、薬液を一定の速度で正確に、かつ持続的に投与できる輸液ポンプを設置しまして、医療機器の充実を図ったところであります。

農林水産業費では、農産加工実習施設の蒸気ボイラーを更新いたしまして、地元農産物の処理加工促進に努めてまいりました。

商工費では、朝日商工会青年部が中心となりまして復活朝日商店街事業を実施、多くの市民が訪れたところであります。また、天塩岳登山道に設置しておりますふとんかごが融雪等による増水により破損したため、その補修を行い、登山客の安全と集客に努めてまいりました。

以上が朝日総合支所の事業内容でございます。

○委員長（出合孝司君） 三好市立病院事務局長。

○市立病院事務局長（三好信之君） 私から、平成26年度病院事業会計決算の概要について申し上げます。

平成26年度は、慢性的な医師不足が続く中、医療制度の見直しによる平均在院日数の取り扱いの変更、診療報酬の実質マイナス改定など、厳しい状況での経営となりました。こうした状況の中、高齢化などに伴い慢性期の患者が急速に増加していることを踏まえ、10月に療養病棟を再開し、一般病棟120床、療養病棟30床で運営するとともに、在宅医療を推進するため訪問看護体制の強化を図るなど、地域医療のニーズを考慮した医療の提供に努めました。その一方で、11月からの耳鼻咽喉科の閉鎖や人口減少及び高齢化などの影響により患者数は減少し、入院患者数は25年度と比較し、646人、1.6%減の3万9,794人、1日平均109.0人、外来患者数は6,375人、4.9%減の12万3,881人、1日平均505.6人となりました。

次に、財政状況について申し上げます。収益的収支は、消費税抜きで収入が35億8,188万9,000円、支出35億9,377万1,000円、資本的収支では、内視鏡システム、血液・尿・免疫分析装置、モバイルCアームシステムなどの更新を図り、収入が消費税込みで4億9,393万8,000円となり、これに対する支出は5億2,039万9,000円となりました。この結果、最終的な一般会計からの繰入金金は、当初予算に2億5,900万円を追加し、11億5,631万6,000円となり、資金不足は発生しておりませんが、会計制度の変更に伴うリース債務の計上により、1,374万7,000円の不良債務となったところであります。

以上が平成26年度の病院事業の概要であります。今年度も予定より大幅に入院患者が減少し、厳しい決算状況が見込まれておりますが、今後、患者の確保に努めるとともに、27年度中に策定が予定されている北海道の地域医療構想を踏まえ、病院の経営改革に努めてまいります。

以上が平成26年度病院事業決算の概要であります。

○委員長（出合孝司君） 菅井生涯学習部長。

○生涯学習部長（菅井 勉君） 私から、教育委員会所管の10款教育費について御説明申し上げます。

初めに、新規事業のうちの主な事業についてでございます。不登校になっている児童・生徒が通うことができる適応指導教室ウィズを開設いたしました。また、小学校3年生から6年生

を対象に、27年度から農業学習を実施するため、小学校教員によるプロジェクトチームを設置し、学習プログラムを策定いたしました。また、子供たちの学力向上と運動習慣の定着を図るため、夏休み・冬休み期間にチャレンジ寺子屋を実施するとともに、土曜日に、文化活動を中心に豊かな体験を提供する土曜子ども文化村を実施いたしました。更に、合宿の受け入れ体制の更なる充実を図るため、合宿の里士別ステップアッププランを策定するとともに、低酸素室を設置するなど、施設整備を実施いたしました。

次に、継続事業のうちの主な事業につきましては、経済的な理由により就学が困難な高校・大学・専門学校生に対して奨学資金を貸し付けするとともに、経済的に援助が必要な児童・生徒に対して就学援助を実施いたしました。

また、上士別小学校、上士別中学校の改築工事に着手いたしました。更に、小学生の学力と体力の向上を図るため、チャレンジスクールを開催するとともに、中学生による子ども議会を開催いたしました。また、士別東高校の教育環境の充実と教育振興の充実を図ったところがあります。更に、九十九大学や公民館講座などの生涯学習事業を実施するとともに、新たに九十九大学に大学院を設置いたしました。

また、図書館においては、図書やDVDなどの視聴覚資料を整備いたしました。また、博物館においては、特別企画展を開催するとともに、サンライズホールでは自主企画事業を実施いたしました。更に、陸上、スキー競技を初めとするスポーツ合宿推進事業を実施するとともに、ハーフマラソン、サマージャンプ大会などのスポーツイベントを実施いたしました。更に、士別産の食材を使ったふるさと給食を実施いたしましたところがあります。

以上が教育費の概要でございます。

○委員長（出合孝司君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 先ほど私、平成26年度の一般会計の歳出総額の部分で、178億378万7,000円と申しあげましたけれども、正しくは178億377万7,000円ということでございます。申しわけありません。御訂正をお願いいたします。

○委員長（出合孝司君） それでは、平成26年度一般会計歳入歳出決算について審査を行います。

初めに、歳入について一括して質疑を行います。

御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） それでは、歳入のうち繰り越しというか、繰越金というか、繰り越しのルールについて伺っていきたく思います。

決算において、剰余金を生じたときのルールについては、地方自治法、地方財政法で法律によってルール化されております。条文を紹介しますと、地方自治法では第233条の2、各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。ただし、条例の定めるところにより、又は普通地方公共団体の議会の議決により、剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。

それから、もう一つ、地方財政法では、第7条というところで、地方公共団体は、各会計年

度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。というふうになっております。

このルールに基づいて、一般会計の黒字額については基金に編入していることと思いますが、この件について、ここ数年の数字も挙げながら、どういうふう処理しているかお答えいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 丸財政課主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、過去、近年3カ年の決算剰余金について申し上げたいと思います。

平成24年度の一般会計の決算剰余金につきましては5億2,470万7,937円、平成25年度におきましては3億1,331万3,981円、平成26年につきましては2億7,419万6,521円ということになってございます。

こちらにつきましては、自治法上、歳計剰余金の処分の方法といたしまして2つ方法がございまして、まず翌年度の歳入への編入という部分、それから基金への編入ということで、2つの方法がございまして。その中で、基金への編入という部分が、いわゆる決算剰余金の積立額ということになりますが、こちらにつきましては、実際に基金への積み立てについては翌年度ということになるんですけれども、当該年度で生じた決算額により積み立てるべき決算剰余金額について、まず申し上げたいと思います。

こちらにつきましては、平成24年度については3億円、それから、25年度につきましては1億6,000万円、平成26年度につきましては1億4,000万円ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 3カ年間紹介いただきまして、ありがとうございます。それで、これ、今最後におっしゃられた額を財政調整基金に編入されたということは、財政調整基金の額自体、累積というか、積み上がった額自体は増えているという認識でよろしいんですか。

○委員長（出合孝司君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答え申し上げます。

今年度でいえば、昨年、平成25年度で決算剰余金積立額ということで発生した1億6,000万円、こちらが平成26年度6月に財政調整基金のほうに積み立てしております。一方、平成26年度におきまして、今年度につきましては1億4,000万円取り崩しを27年3月時点で行っております。その差し引き2,000万円が、今回財政調整基金で積み上がった金額ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） では、積んだり取り崩したりということをされているということですね。

詳しい説明は、またの機会に譲りたいと思いますが、一般会計はそんなふうに、法定されたルールによって基金に編入しているということなんですけれども、実はどうも、冒頭に私が申し上げた地方自治法と地方財政法のルールは、特別会計にも実は適用されるんじゃないかなと思って見ていたんですよ。

それで、この委員会の初日に副市長からも説明ありましたが、特別会計については、特別会計のうち4つ、収支均衡あるいは黒字決算となったというふうに紹介されていましたが、黒字決算となった特別会計というのは、具体的にはどの特別会計ですか。

○委員長（出合孝司君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

平成26年度におきましては2会計ございました。1つが後期高齢者医療特別会計、もう一つが介護保険事業特別会計でございます。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 後期高齢者医療特別会計と介護保険の特別会計の2つが黒字となったと。

法律をそのまま読むと、特別会計についても、これは黒字の半額、2分の1の額は基金に積まなきゃならないのかなというふうに思っちゃうんですけども、これ、積んでいるか積んでないかということについて、ちょっとお答えいただけますか。

○委員長（出合孝司君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 後期高齢者医療特別会計の黒字分12万3,900円につきましては、基金に積んではおりません。この理由といたしましては、この金額自体は年金からの天引きの保険料、戻さなきゃならないということで、その決定の間まで一時的に預かっているような形になっております。

もう一方の介護保険事業特別会計につきましては、4,400万円余りのうち、支払準備基金に3,300万円積み立てをしております。これは3カ年で、その保険料で運営するために、今年度に係る分を積み立てるという趣旨でございまして、それ以外の分につきましては、国、それぞれ交付金等があるわけですけども、そこに返還するための預かりというような形になっております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） あちこちの地方自治体を見ますと、国保で例えば、今はほとんど苦しいですけども、たまたま黒字になって、積む積まないでいろいろ議論になったりとか、いろいろあるようなんですけども、例えば介護保険なんかも、広域連合といいますか、単独の市町村で運用しているわけじゃなかったりする場合もありますよね。地方自治法と財政法のつくられたときに、ちょっとそういう広域行政みたいのはなかったということも影響しているかなとは思いますが、特別会計について、地方自治法と財政法の剰余金を積むルールが、

ちょっと合っていないんじゃないかというふうに思うときもあるんですが、コメントいただけますでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 中館総務部次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 地方財政法の規定の趣旨で申し上げますと、剰余金をきちんと基金に積みなさいという意味では、健全財政を保つために借金の返済に充てるか、もしくは、ちゃんと貯金をしなさいということだろうというふうに受けとめて解釈をしておりますので、そういった意味では、今回のような後期高齢の年金の天引き分まで積みなさいという趣旨ではないだろうというふうに解釈をしているところです。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） どこの町も一般会計についてはしっかり、土別市もそうなんですけれども、法律を遵守してやっているんですけれども、特別会計について、やはり本当は何らかの条例を用意して、剰余金を積むルールについてしっかり定めるか、あるいは、この法律自体を何とか、特別会計はちょっと適用しないというようなルールの改正が必要なのかなと思っております。ちょっとその課題を残して、この件の質問を終わります。

○委員長（出合孝司君） ほかに御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） 私のほうから、諸収入の中で商工費貸付金元利収入で地域商店街活性化事業貸付金の収入未済額432万円がありますけれども、この要因と、あわせて現時点での状況について、まずお伺いいたします。

○委員長（出合孝司君） 友田商工労働観光課主査。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） お答えいたします。

平成26年度におきまして、国の地域商店街活性化事業、通称にぎわい補助金を活用して、市内3つの商店街組織が、にぎわい市場や復活朝日商店街、市内中心部でのイルミネーション、飲食店スタンプラリーなどを実施いたしました。そのにぎわい補助金制度につきましては、補助金交付が事業終了後の精算払いとなっていたため、自主財政の乏しい各商店街組織にとって、事業を実施するための当面の運転資金確保が課題となっておりました。そこで、市が26年6月の定例会で補正予算を組みまして、各商店街組織に貸し付けを行うことで、事業実施のための運転資金を支援いたしたところでございます。

当初、この国からのにぎわい補助金の精算払いにつきましては、26年度内の支出が可能であることを確認しており、貸付金の返還につきましても年度内での返還を想定しておりましたが、にぎわい補助金が全国一括での補助金審査となりまして、3月の年度末に全国から一斉に、国にしては想定を超える補助金申請が殺到した結果、当初見込みを超える審査日数がかかってしまいまして、土別市のほうから出しておりました3つの商店街のうち1つだけが、年度内の返還が間に合わなかったということでございます。その1つ残った商店街組織の貸付金の金額が、今回の432万円となっているところでございます。

なお、この432万円につきましては、当初見込みよりおくれる形となりましたが、6月にはにぎわい補助金の交付を無事に受けまして、同月内に貸付金の返還を完了しておりますので、現時点での未収金のほうはなくなっておりますことをあわせて報告いたします。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

次に、中小企業運転資金代位弁済回収金の滞納繰越金219万5,000円ですけれども、これは、借入者が事情によって償還が困難となって、市がかわって代位弁済したものだというふうに解釈してはいますが、こんな解釈で間違いございませんか。

○委員長（出合孝司君） 友田主査。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） お答えいたします。

219万5,000円の滞納繰越金でございますが、こちらは、中小企業運転資金、もしくは設備資金の貸し付けを行った3件分の合計が約219万5,000円となっております。それぞれの滞納繰越金が発生した年度は、昭和52年、昭和60年、それから平成5年とまちまちではございますが、いずれも経営不振等の理由により、貸付金の償還が不可能になったものでございます。

滞納発生後も債務者本人と協議を続けながら、一部を分割納付で返済を続けてきた期間もございましたが、平成28年3月の段階で、3件全ての案件が直前の納付から10年を経過する見込みという形になっております。そのため、10年経過の時効を迎えた段階で再度確認した上で、不納欠損処理を行う予定でございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 市が代位弁済したということをお尋ねしたんだけど、そういうことですよね。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） はい。

○委員（大西 陽君） それで、先ほど、分割により一部、これは求償権に基づいて、恐らく市に返還されたんだというふうに思いますけれども、最終的に今後、不納欠損処理の可能性があるわけですけれども、これについての考え方を伺いたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 岡崎商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岡崎浩章君） お答えいたします。

不納欠損処理の考え方についてでございますけれども、時効が10年と判断してございます。地方税法第18条で定める地方税や地方自治法第236条第1項で定める使用料などの市の歳入が該当する公法上の債権であれば、個別法を除き5年となりますが、また、信用保証協会が債務者の保証債務を履行し、求償権を行使して債務者に弁済請求を行う場合は、商法522条に定める5年の消滅時効となります。

しかし、今回、市の貸付金ということになりますので、地方公共団体を当事者とする金銭債

権において、私法上の債権という扱いになり、民法167条第1項に基づく10年の時効をもって不納欠損処理をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 10年の時効ということは、最終的に一部分割で市に返還をされたということから、経過10年ということですか。そういうことですね。

そういう意味では、何年にこれを貸し付けしたのかということと、それから、あわせて、当時、債権保全の考え方はどうだったのかということ。先ほどちょっと言った信用保証協会等々がありますよね。そういう機関に委ねる考えがあったのかどうか。これもあわせてお願いいたします。

○委員長（出合孝司君） 岡崎課長。

○商工労働観光課長（岡崎浩章君） 当初の融資の時期でございますけれども、先ほど3件の貸し付けということでお答えいたしました、1件目につきましては昭和48年6月に融資を実行しております。2件目につきましては昭和56年6月、3件目につきましては平成元年10月に融資を実行してございます。

当時は、この融資につきましては、連帯保証人を立てていただいてという融資でございまして、保証協会というようなことにはなってございませんでした。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 先ほど申し上げたように、代位弁済を市がしたということは、市が債務保証か何かしているというような判断、解釈に立ったわけですね、私は。それで、連帯保証人がいるということは、その連帯保証人に償還を求めなかった、連帯保証人に償還を求めたんだけど、更に連帯保証人が保証を履行しなかったということなのか、どちらなのでしょう。

○委員長（出合孝司君） 友田主査。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） 私からお答えいたします。

当時の貸付金の融資が滞った際にも、連帯保証人の契約でということで先ほど答弁いたしました、当時、実際、代位弁済を行った段階でも、連帯保証人のほうにも金融機関のほうも接触しまして、状況の確認、支払いの履行ができるかどうかを調査いたしたという記録のほうは残っておりますが、連帯保証人も含めまして、返済のほうに難しいということで状況確認した上で、当時このような形で処理をしたということでございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） これからも、いろいろと市のほうで、いろんな運転資金だとか、いろんな意味で有利な資金を貸し付けするということが起きるわけですよ。そのときに、連帯保証人をつけてくださいと、いわゆる債権保全をするということになるんですけれども、連帯保証人、



本人は何かの事情で償還が困難になったと。当然、連帯保証人に求償を求めるわけですが、その連帯保証人についても償還が困難だったということなんですよ。余り聞いたことないですけども、きちっとその辺の保証能力があるのかどうか。当然、金融機関も含めて審査をして、慎重に融資をすべきだというふうに思いますけれども、この辺の見解について再度伺いたい。

○委員長（出合孝司君） 友田主査。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） お答えいたします。

現在の市の貸付金の制度につきましては2種類ございまして、大西委員からのお話もあったとおりの連帯保証人をつけている制度を使つての貸付金制度、それから、現在の状況では、もう一つ融資制度の種類がありまして、もう一つのほうは特別融資資金という名前にはなりませんけれども、こちらのほうは、先ほど来話も出ておりました信用保証協会の保証付きの融資という形で行っております。

信用保証協会のほうの融資のほうは、信用保証協会のほうの保証がついておりますので、そちらを通しての取り扱いという形にはなりませんけれども、もう一つの連帯保証人を使つての融資制度につきましては、こちらのほうは現在、融資の際におきましては、商工会議所を含め、市も入るんですけども、融資の申し込みがあった時点で審議会という形を一度開きまして、その審議会のほうで審査いたしまして、貸し付けの是非、融資するかどうかについてを判断しているという状況でございます。

こちらのほうで、連帯保証人の状況も含めまして、きちんと審査をしまして、今後の取り扱いにつきましては、このような過去の滞納してしまうような状況に陥らないように慎重に審議し、これからも対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 確認しますけれども、この3件ですね。今回、219万5,000円、滞納繰越金として処理された。この3件の案件については、全て連帯保証人ということなんですか。そういうことですね。

今おっしゃいました、例えば審議会等で審査をするということなんですけれども、考え方としては、例えば運転資金が、この企業なり運転資金が妥当だという審査は当然なんですけれども、債権保全の問題まで審議会ですることなんですか。債権保全の連帯保証人をつける、あるいは信用保証協会に付託をする、これは金融機関、あるいは市と金融機関との間で協議をして、保証能力があるか、あるいは信用保証協会に委ねるのが妥当なのかというのは実務的な問題であつて、審議会の中で、この人、Aという人が本当に保証能力あるかどうか、そこまでやるんでしょうか。ちょっと確認させてください。

○委員長（出合孝司君） 友田主査。

○商工労働観光課主査（友田正樹君） お答えいたします。

先ほど言いました信用保証協会の部分と連帯保証人の2つの融資制度につきましては、それぞれ制度としては別々という形になっておりますので、事業所さんのほうから申し込みがあった段階で、連帯保証人をつけての融資の申請になるか、それか、もしくは、もう一つの信用保証協会の保証をつけての融資となるかというのは、最初の段階で、まずどちらの融資を使うかということで審査するという、審査というか、区別するという形になっております。

ですので、申し込みがあった段階で、最初から連帯保証人を使つての融資を受けたいということであれば、第一段階としては、審議会のほうも、連帯保証人の形で貸し付け融資を行つていかどうかという部分を判断するための審査会という形になりますので、その段階で、信用保証協会のほうに融資していただくというような形の審議会の内容にはならないという形にはなると思います。

債権保全という形の内容でございますけれども、審議会のほうの調書の中では、連帯保証人の職業、それから勤務先含めて、状況等のほうは確認しながらということで、金融機関のほうも入つての審査会という形になりますので、一定程度の連帯保証人のほうの返済能力についても審査する形にはなるといふふうに考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） わかりました。

例えば融資をするとき、連帯保証人をつけて融資の申請を上げるということもあるというふうに思いますけれども、これはこういうときですから、連帯保証人も万が一保証することによって、自分の経営なり事業が困難に、厳しくなるということも考えられるわけですね。指導というか、受け付けの時点でできれば、その制度に合えば保証協会に委ねる、当然保証料もかかりますから、いろいろと考え方あるんだと思いますけれども、そんな保証協会に委ねる方向で、今後進めたほうがいいのではないかとこの点について見解どうでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 金部長。

○経済部長（金 章君） 特別融資等の部分にかかわりましての部分でお答えいたします。

信用保証協会での保証という部分がベストではないかと、こういう昨今の状況で、連帯保証をすることによって二次的な部分で倒産だとか、そういった部分の発生を未然に防げるのではないかとこのことでもあります。

私どもも、そういった部分でいけば、保証能力だとか、そういった部分を調査して対応はしておりますけれども、今、大西委員の話にもありましてとおおり、そういった危惧もされますことから、昨今では保証協会を使用しての特別融資というのがほとんどでありますので、今後とも、そういった指導も含めて、対応も含めて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、まず初めに、歳入決算状況についてお聞きします。

歳入決算状況の自動車取得税交付金について伺います。決算審査意見書の中で、一般財源の自動車取得税交付金が、平成25年度では6,070万8,000円、平成26年度では2,970万8,000円となり、3,500万円ほどの大きな減収につながっております。平成26年度予算でも3,200万円ほどを見込んでいましたが、実際には減収として、229万2,000円の減収につながった要因についてお聞きします。

○委員長（出合孝司君） 榎木主査。

○財政課主査（榎木孝士君） 自動車取得税交付金の対前年度、減っている理由についてお答えいたします。

この自動車取得税交付金というのは、そもそも道税の自動車取得税を、市町村道の長さや面積に応じて一定の割合で市町村に交付されるものでありますが、この自動車取得税の税率の改定が、平成26年4月1日、消費税が5%から8%に上がったタイミングで自動車取得税の税率の改定がございました。具体的に申しますと、自家用自動車で改正前5%であったものが3%に、営業用自動車及び軽自動車も3%であったものが2%になっておりまして、この影響などによりまして、平成24年度5,685万2,000円、平成25年度で6,470万8,000円あった自動車取得税交付金の額が平成26年度では2,970万8,000円と、前年度に比べまして3,500万円の減額となっている状況となっております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） ありがとうございます。

それでは、続いて、歳入全般について伺います。

実質収支額の推移について質問させていただきます。平成26年度歳入決算額181億243万円に対して歳出決算額178億377万円で、歳入歳出差引額は2億9,865万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,446万円を差し引いた実質収支額は2億7,419万円の黒字決算となっておりますということで、先ほど総務部長の御説明がありましたが、そこで、実際、実質収支額の推移ですけれども、平成22年度には7億6,365万8,000円となっておりますが、平成26年度では2億7,419万円で、比較すると4億8,946万2,000円の実質収支額の減額が出ているんですよ。こういった毎年の減額が積み重なる現状をどういうふうに分析されているのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

実質収支額が平成22年度と今年度を比べまして、大幅に下がっている部分での要因ということですが、実質収支額につきましても、その年度におけます、例えば歳入だけではなく、補正案件の大小ですとか特殊事情、また財源対策などの手法によって変動が生じてまいります。

特に、この22年度と26年度の比較でいえば、当時との部分で、大きな違いというのが2つございます。1つが、まず予算編成上の違いでございますが、平成22年度におきましては、予算編成上、財源対策において、財政調整基金からの繰り入れはしてございません。しかし、26年度につきましては、予算編成上、財源対策として、3億7,000万円の財政調整基金を繰り入れで予算上、収支均衡させていただいた状況でございます。また、実際に26年度におきましては、当初に積みました3億7,000万円については取り崩しをしない、執行停止をしたということになりますので、その部分、実際の実質収支額で調整したという形になるかと思えます。

また、更に、普通交付税の問題もございました。平成22年度でいいますと、普通交付税につきましては、当初予算の部分でのおおむね推移ということで、当初予算といたしましては63億円を計上したわけでございますけれども、それに対して決算額が、普通交付税については68億5,000万円ということでございました。しかしながら、平成26年におきましては、こちらが、当初予算計上額といたしましては69億7,000万円で見込んだわけでございますけれども、決算といたしましては68億4,000万円ということで、1億3,000万円程度予算割れが発生したことがございます。

そういった部分も全て含めまして、最終的な実質収支ということになりますので、変動が生じたということで認識しております。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 大変ありがとうございます。

本当に、毎年こういう実質収支額が減額になっていく中で、本当に財政上、大変になってくると思うんですね。

そういった中で、次に財政力指数について伺います。地方公共団体の財政上の能力をあらわす指数で、1に近いほど財源に余裕があるとされていますが、平成26年度では0.244という指数で、前年度をわずかに下回っているというふうに述べていますが、これ、毎年低下していけば、やはり本当に厳しい財政になると思います。そういった中で、今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（出合孝司君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 村上委員お話しのとおり、財政力指数につきましては今年度、3カ年平均で0.244ということで、前年からいいますと0.001ポイント悪化しているという状況でございます。

この財政力指数自体は、交付税算定に用いる基準財政需要額、必要な財政需要に対して、どれだけ自主的な財源で賄えているかと。その割合が0.244ということになるわけですが、3カ年平均ということで申し上げますと、平成26年度単年度だけで見ますと0.249ということで、もともと平成23年が3カ年平均に入っていたわけですから、それと比較しますと0.003ポイント悪化している、単年度で見ますと。それが3カ年平均で、こういう結果になっているという

状態であります。その要因といたしましては、平成23年と26年を比較してまいりますと、一つには税収入が2,000万円ぐらい落ちています。それから、一方で、需要額は4,300万円程度増えています。これは、地方財政計画上の特別枠といったような、地方財政の困窮に伴って特別措置がありましたので、そういった影響もあろうかというふうに分析をしているところです。

そこで、今後の見込みという点ですが、平成27年度、今年度の財政力指数で申し上げますと0.268、これは前年度で申し上げますと、0.019ポイント改善したという結果になっております。この要因といたしましては、収入のほうが、前年と比べると市税で1億円ぐらい上がっているということで、交付税算定上は、この収入というのは、前年の課税実績をもとに算定するというので、26年度税収が上がったことによって、そういった収入額が27年以降は上がってくるだろうということで、こういった税収の傾向が続くとすれば、今まで地方財政も、法人等も含めて、税収の悪化で相当苦しかったわけですが、その点が改善傾向にあるということであれば、この3カ年平均の数値も改善傾向になっていくだろうというふうに考えているところです。

ただし、人口ですとか産業構造の類似している団体の平均の数値で申し上げますと、これが0.41ということで、そこと比べると、やはり相当財政力が低いということは否めませんので、そういった点では、今後ともそういった継続に向けた取り組みというのは進めていかねばならないというふうな考えであります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） こういった指数の中で、本当にそれを気にしながら、今後とも頑張っていたきたいんですけども、やはり財政上、今言ったように人口の流れとか、いろいろありますけれども、またそういった要因も含めて、維持していただければありがたいと思います。

続いて、依存財源について伺います。依存財源で、平成25年と平成26年を比べると12億8,313万円増えておりますが、収入財源の中で突出して市債が27億7,100万円増えているんですよ。これ、前年度より13億4,060万円増加しております。この要因となった原因と、地方債の流れも含めてお聞きしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、依存財源の12億8,000万円伸びている要因でございますが、本市財源の状況につきましては、自主財源等、依存削減の比率につきましては、25年度、25対75でございました。それが26年度につきましては、実際の全体額といたしましては、歳入自体13億3,000万円程度伸びているわけでございますが、その構成比率というのは23対77ということで、ほぼ変わってございません。

と申しますのは、今年度から、例えば環境センター建設事業ですとか上土別小・中学校改築事業といった大型事業が本格的に実施されたということが要因でございます。そういった普通建設事業の財源といたしましては、通常、国庫支出金ですとか起債、市債の部分を充てること

になるんですけれども、そういった大型事業が始まったことによって、それに伴う特定財源の発行が、市債でいえば市債の発行額が増えたということが要因でございます。

それから、もう一つ、市債のこの間の流れということでございますが、過去5カ年で申し上げますと、平成22年度におきましては21億6,060万円の借り入れでございます。平成23年度につきましては17億890万円、平成24年度につきましては20億440万円、平成25年度につきましては14億3,040万円ということになっておりまして、その時々普通建設事業の大小によって金額が変動している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） ほかに御発言ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（出合孝司君） それでは、次に歳出に入ります。

まず、第1款議会費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第2款総務費の質疑に入ります。

第1項総務管理費について御発言ございませんか。松ヶ平哲幸委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 私は、総務管理費の総合支所費に係ります旧登和里小学校教員住宅についてお伺いしたいと思います。

この住宅は、25年度になるんですけれども、第1回定例会において、新規就農支援として、くみ取り式トイレを合併浄化槽に回収するための費用141万8,000円を補正し、実施してきました。今年の早い時期なんですけれども、あの住宅の向かいを通りかかったときに、どうも空き家になっていました。26年度中に変化があったというふうに思うんですけれども、新規就農支援として、この住宅に入居された方は現在どうなっているのかという現況と、最終的に住宅の改修は、このときの補正だけで済んだのかも含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 島田経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（島田英貴君） 私のほうからお答えいたします。

旧登和里小学校教員住宅に居住されていた新規就農者ですが、平成25年4月9日から入居され、その後、就農研修を経て、南朝日地区で就農地が確保できたことから、平成26年11月30日付でこの住宅を退去され、現在は転居先の南朝日地区で就農されております。

お話のありましたトイレの改修につきましては、この新規就農者が入居に当たりましてトイレの水洗化を希望されたため、合併浄化槽の設置を想定し、補正予算を組んだところでありますけれども、その後、登和里地区では水源が地下水しかなく、水量もそれほど多くないということがありまして、合併浄化槽を設置した場合、ほかの世帯に影響が出るおそれがあったことから、合併浄化槽ではなく簡易水洗に変更し、トイレの水洗化を図ったものであります。

そのほか、中山間朝日集落の取り組みとして行っております新規就農対策事業の中で、石油給湯器の設置ですとか台所の取りかえ、それから畳の表がえなどの修繕を行っております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 26年11月までは入居していて、その後、南朝日に、まさしく新規就農者として営農しているということで、就農支援策としては生かされたものとして、その成果は大きいというふうにありますけれども、26年11月以降、空き家となっていることで、維持管理の経費はどの程度なのかということを含めて、今お話のありました中山間事業で行った給湯器や畳がえなどあったんですけれども、その中山間事業で入れたやつも含めて、現在の住宅の状況、どうなっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 島田主幹。

○経済建設課主幹（島田英貴君） お答えいたします。

維持管理につきましては、冬期間の屋根の雪おろしを委託しております、経費につきましては、ほかの9施設とあわせて、26年度の実績で22万8,420円となっております。また、中山間事業で整備しました給湯器などについては、そのまま住宅に設置しております、今後、新規就農者や農業研修生に使っていただくこととなっております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） 維持管理としては、そう多くはないんですけれども、ただ、今お話のあったように、この施設、新規就農と農業研修というところに限定していくという部分でいきますと、そうそうあの地域に新規就農を希望される方というのもないだろうというふうに思っています。全くないということはない、率は少ないというふうに思っています。ただ、そういうところから踏まえると、せっかく人が住むようにお金をかけて改修したんだけど、あきつ放しになると傷むのも早いだろうというふうに思います。

そこで、空き家になったままでいくと傷むのが早いので、新規就農者とか農業研修ということに限っただけではなくて、農業、周りが全部農地ですから、生産者の方に御協力をいただきながら、農業をやりながらということも考えられるというふうに思います。

士別市の場合には、ちょい田舎暮らしということで、短期体験施設もあるわけでありましてけれども、ここでいうと、2カ月以内というふうに限定されていますので、そういうところからいくと、ここにその部分を当てはめるのも難しいというふうに思いますし、今、多くの市町村でも、夏だけ、要は農業をやりながらというところも実際出てきています。これらの方向性、そういう施設にしていくという考え等も含めて、考えをお答えいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 深川経済建設課長。

○経済建設課長（深川雅宏君） お答えいたします。

現在、登和里地区につきましては、上川農業改良普及センターにおいて、先進地区として、モデル地区として指定されているわけがございますけれども、引き続きこの住宅については、新規就農希望者や農業研修生を対象とした住宅として活用してまいりたいと考えておりますが、委員お話しのとおり、農業体験者や田舎暮らしを希望されている方も増えておりますし、この

地区は環境的にも適していると考えておりますので、短期移住体験住宅としての活用について今後検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 松ヶ平委員。

○委員（松ヶ平哲幸君） ぜひお願いをしたいのと、あわせて、これは要望になるんですけども、今、朝日の旧登和里小学校の教員住宅、新規就農といえども、ほとんど士別市のホームページのほうでもPRはされていないというふうに思いますので、ぜひそういう施設もあるということもPRをしていただきたいと思いますと申し上げて、この質問を終わります。

○委員長（出合孝司君） ほかに御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） 私からは、地域公共交通総合対策事業についてお伺いをしたいと思います。バス路線の赤字額の拡大について、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、補助金を支出している以上、経営状況の把握は当然必要であります。しかしながら、関係機関も一定の支出をされている現状において、現在、関係機関との協議、その対策をどういうふうに行っているのかをまずお聞かせいただきたいことと、あわせて赤字額の要因、分析をどういうふうに行っているか、お聞かせいただきたいとします。

○委員長（出合孝司君） 大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅臣君） 私から、関係機関とどのような協議を行っているかについてお答えさせていただきます。

公共交通の効果的・効率的な運行に向けて、バス事業者を中心に協議を重ねてきております。近年では、温根別線の一部スクールバス化や市内循環内回りの経路変更、小・中学生のバス利用促進などの取り組みをバス事業者と協議を行い、士別地域公共交通活性化協議会の承認を得て、バスの効果的な運行と利用促進に努めているところであります。

○委員長（出合孝司君） 久光主査。

○企画課主査（久光 徹君） 私のほうから、本市の委託料及び補助金を支出しているバス路線の過去3年間の推移につきましてお話しさせていただきます。

赤字額の総額といたしましては、平成24年度が4,426万1,000円、25年度が5,407万3,000円、26年度が5,646万3,000円となっております。市の委託料補助金の総額の推移としましては、24年度が2,833万3,000円、25年度が3,058万8,000円、26年度が3,221万3,000円となっております。

ここ数年の赤字額及び市の負担額の推移の中では、24年度が一番少ない金額となっております。この主な要因としましては、市内東西回り線におきます通年運行に向けた実証実験を国の補助金を活用して実施していること、また、中多寄線におきまして、日向温泉の改修に伴いまして、日向温泉経由の休止や便数の減少などが要因となっております。

一方、25年度、26年度につきましては、武徳線におきまして、武徳小学校の閉校に伴います便数の増加などの要因によりまして、赤字額及び市の負担額が増加しているという経過がござ



います。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） ありがとうございます。

単純に赤字だからやめるとか、そういうことにはならないとは思いますが、足の確保というのは非常に大切なことなんですけれども、ただし、では、利用者数に応じた対応をどうされているのか、どうするのかということも、やっぱり協議していかないとならないところだと思うんですけれども、その辺のことはどうでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅臣君） お答えいたします。

利用者が少ないバス路線の対応としては、これまで川西南沢線や温根別北線、武徳線に導入した予約制のデマンド運行も効率化の点で有効な手段であると考え、協議会の承認を得ながら対応を進めてきたところであります。住民の生活の足を守るために、利用者の少ない路線においてはデマンド運行を含めた運行手法の検討と、一方では利用者を増やす取り組みが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） ありがとうございます。

もう1点お聞きしたいのは、よそのまちに行くと、バスというのは広告塔の役目をして、カラーリングをしながら広告として使うところもあります。当然、地域公共交通活性化協議会の中にはいろんな関係団体があって、協議もされていることと思いますが、市としてバスの広告を活用しているのか、されるのか。あるいはその考え方について、今現状あるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 青木企画課長。

○企画課長（青木伸裕君） お答えいたします。

ただいま、バス広告の部分で、市がどれだけ活用しているかといった質問でございますが、現在つかんでおりますところでいきますと、毎年、男女共同参画週間、更に女性に対する暴力をなくす運動、これらの啓発のために、その期間中、市内循環バス路線へ広告をお願いしております。これは、ここ数年ずっと続けておる事業でございますが、今後も継続していく考えであります。また、ちょっと古いこととなりますが、人権擁護啓発事業におきまして、平成19年、ラッピングという形でバスを利用した啓発を行ってきた経過もあります。

市としましても、公共交通機関を守る視点におきましても、そういったバス広告の利用等については今後も活用していきたいという考えであります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） ありがとうございます。

市としても、その活用方法も考えていただくと同時に、やはり一般企業といいますか、士別市内に限らず、やはり広告としての意味合いをきちんと理解していただくのであれば、活用方法はまだまだあるのではないかなというふうに思いますし、あわせて、地域公共交通活性化協議会の中において、どういうふうに協議されているかはわからないんですけども、やはり利用されている一般の市民の方の声といいますか、どのように反映されていくのか。声が届いているのかどうかということもあわせて、ここはきちんと吸い上げていただいて、利用者の利用のしやすさも、あわせて考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

委員長、2つ目、いいですか。

○委員長（出合孝司君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、次に、新規事業の中の、士別PR映像発信事業についてお伺いいたします。

この事業の概要の中で、士別市のビデオニュースの作成と市長の定例会見の動画を配信するというふうになっておりますが、それについて、現状のアクセス数、現状といいますか、26年度のアクセス数とか、あるいは利用状況、評価、自己評価を含めてお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長（出合孝司君） 千葉秘書広報課主査。

○秘書広報課主査（千葉 玲君） お答えいたします。

市では市政情報の発信強化を図るため、取材で撮影したビデオを編集し、ビデオレポートとしてホームページで配信しております。このビデオの配信に当たっては、動画共有サービス、いわゆるユーチューブを活用して行っています。昨年度に、この動画共有サービスを利用し、ホームページで公開した動画は、市内のイベントを紹介したビデオニュースと市長定例会見を合わせて8件でした。その閲覧数は、現在のところ延べ約1,600回あり、平均すると1件当たり200回となります。

また、この動画のうち、イベントを紹介したビデオニュースについては市公式フェイスブックにも投稿しており、このフェイスブックでの閲覧数は延べ3,600回であり、平均すると1件当たり1,200回見られていることになり、動画共有サービスを活用したものよりもスマートフォンなどで手軽に見ることができるためか、閲覧回数が多くなっております。

次に、市公式フェイスブックページの状況についてです。公式フェイスブックページの開設から3年が経過し、ページへの「いいね」を押してもらっている方は約1,300件となっております。昨年の投稿状況は、全体で約700件の投稿がありまして、月平均で60件、これは毎日3件程度の投稿が行われていることとなります。また、閲覧の平均回数については、おおむね1件について550回閲覧されています。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 東川秘書広報課課長。

○秘書広報課長（東川晃宏君） アクセス数からの評価ということでしたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

動画につきましては、写真では伝えられない動きですとか音などを伝えることができるため、情報の発信の手段としては非常に有効なものであるというふうに考えています。また、先日行われました子ども議会においても、元気な士別市をアピールするため、動画配信の活用を求め提言がされ、市長からも積極的に活用する旨の答弁がされているところでもあります。

そこで、動画とフェイスブックを含めての評価ということになりますが、動画の配信にあっては、ホームページからの閲覧というのは、26年に比べ、27年は少し減っている状況はありますけれども、スマートフォンやタブレット端末などの普及といったようなこともありまして、フェイスブックからの閲覧数というのは伸びている状況であります。このことは、フェイスブックの投稿全体にも言えることなのですが、士別市フェイスブックページへ「いいね」という部分を押しつけている方が増加していることもありまして、閲覧数のほうは伸びています。また、こうした士別市から発信した動画や記事を「いいね」やシェアという形で、他の人に拡散されることによって、閲覧数が伸びているというような現状もあるものというふうに考えています。

いずれにしても、動画共有サービス、いわゆるユーチューブの利用やフェイスブックの活用につきましては、市政情報や市内イベント等の情報発信には効果があるというような形で評価をしています。今後においても、市政情報の発信は、広報しべつという部分、それと市のホームページというものが、その中心的な役割を担うということになりますけれども、フェイスブックへの投稿や動画の配信という部分につきましても、より多くの方に見ていただけるような工夫をするとともに、精力的に情報の発信に努めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 当然、「いいね」のほかに、コメント等も入ってきていると思うんですけども、このコメントもやはり分析しながら、今後どうしていくかということを、改めてまた、そこから発展させることも必要であるかと思えます。

それから、今非常にはやっているといえますか、流行されているのが、イメージビデオが各行政の中で出てきているのが現状だと思います。非常に注目されているので、今現状、士別市の場合、PR映像発信となっていますけれども、まだPRではなくて、あくまでもニュースでしかないというふうに私の中では捉えているので、このPR事業をどういうふうにつくっていくかというのもまだまだ課題だと思うので、その辺、他の市域の中の画像を見ながら、ぜひ発展的にしていただきたいというふうなお願いをして、この質問を終わりにします。

以上です。

続きまして質問するのは、PFI・PPP調査研究事業についてお伺いしたいと思います。

まず、先進地視察ということであったんですが、この先進地視察先についてお伺いすることと、なぜその視察先を選んだのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅臣君） お答えいたします。

昨年5月にPFI・PPP研究庁内検討会議を設置し、士別市PFI・PPP研究会の設立に向け準備を進めました。翌6月には、本市におけるPFI・PPPの可能性について官民共同で調査・研究を行うため、商工会議所及び商工会、建設協会、金融機関、市を構成とする士別市PFI・PPP研究会を立ち上げ、この研究会において勉強会や先進地視察調査を実施したところであります。

視察先につきましては、PFI・PPPの成功事例を調査することを主眼として選定を進めたところでありますが、この中で、民間が事業実施主体であり、金融機関等から資金を調達し、施設の整備と管理運営を行うことで地域活性化につなげているフラノマルシェを視察先として選定したところであります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、富良野市ということなんですけれども、富良野市については、全道各地、あるいは全国からも視察に訪れているのが現状だと思います。

では、その視察後の検証について、士別市ができること、できないこと、当然視察をしているわけですから、そこから何か波及効果があるとは思いますが、その整理をされたか、どういうふうに行われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 青木課長。

○企画課長（青木伸裕君） お答えいたします。

視察後の検証の部分でございますが、研究会におきまして、フラノマルシェの成功の要因などについて意見交換をしたところであります。その中では、ふらのまちづくり観光株式会社は民間主体であり、行政に頼らず民間活力を発揮するためには、まずバイタリティーのある人材が先頭に立つ必要があるですとか、行政、民間のまちづくりに対する情熱、パワーや、それぞれの立場をフルに生かした形の中で形を具現化されているといったような意見がありました。

総括としましては、行政及び民間のそれぞれ得意分野を生かしつつ、効果的な連携や、民間主導で進める際のリーダーシップの重要性について意見交換をして、一定の結論を出させていただいたところであります。

研究会におきましては、できること、できないことについてでありますけれども、一つの事例としては、駅前複合施設におけるPFI・PPPについての検討も一部したところであります。ただ、予算規模の部分であったり、また、PPP方式によるメリットをもっと明確にすべきといった意見で、最終的にはこの研究会におきましては、具体的に結論が出ているわけではございません。引き続き、PFI・PPPにおける具体的手法、または施設の設計や運営の発注

方法、資金の調達方法などの面でさまざまな手法があることから、整備する施設、その内容、または事業規模によって、効果的な手法も変わってくると思っておりますので、今後も市で、どのような公共施設で導入できるか、可能なのかにつきまして、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） ありがとうございます。

この事業については、当然、今お話あったとおり、例えば観光だとか経済の話になってくるので、全庁的、横断的な対応や分析も必要になってくると思えますし、あわせて、先ほどの駅前話も、複合施設という話も出ましたので、ぜひその辺も踏まえて、全庁的に手法等々を踏まえて考えていただきたい、分析をしていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長（出合孝司君） まだ質疑が続いておりますけれども、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

---

（午前11時46分休憩）

（午後1時30分再開）

---

○委員長（出合孝司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

総務管理費について御発言ございませんか。井上久嗣委員。

○委員（井上久嗣君） 総務管理費、まちづくり推進事業費の駅前再整備事業について質問させていただきます。

駅前再整備を含め、関係する質問を私、たびたびさせていただいているところですが、ちょっとしつこいですが、そもそもこの再整備事業の経過を若干振り返りさせていただきたいと思えます。

牧野市長の1期目のマニフェストの一つでありました、中心商店街に公営住宅との複合店舗を設けるというコンパクトなまちづくりを進める計画がありました。一方、総合計画にある駅前ビル栄団地解体による駅前の再整備という事業があったわけですが、これを途中から一本化して、駅前の複合施設を建設して再整備をしていこうという計画になったところです。

この駅前再整備事業は、26年度、複合施設の基本設計、27年度の建設完成との当初の計画でありましたが、昨年12月の第4回定例会の私の一般質問の答弁の中で、完成は1年おくれて28年度になるという回答がございました。その後、本年9月、今年の第3回定例会で、国忠議員の質問に対する答弁の中で、更におくらせて再構築をするということの答弁がございました。その間、関係機関や地域住民とどのような協議をして、また市内プロジェクトの中で再構築に

至るという判断をされたのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 大橋企画課主幹。

○企画課主幹（大橋雅臣君） お答えいたします。

昨年4月以降、3回の庁内プロジェクト会議の開催と、また、PFI・PPP研究会で一つの事例として、駅前複合施設におけるPFI等の活用を検討してまいりました。27年度は庁内のプロジェクト会議の開催には至っておりませんが、総務部、建設水道部などの内部協議を初め、関係機関などとの協議を進めてきたところであります。

駅前複合施設については、市長への手紙などでさまざまな意見が寄せられており、再度、関係機関や地域住民などの意見を踏まえた検討が必要と庁議において判断し、さきの第3回定例会において、国忠議員の一般質問に至ったところであります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） これ、昨年の、それこそ私の第4回定例会のときの答弁の中にあつたものですが、駅前整備については、市民や来訪者など多くの人が行き交い、街なかのにぎわいにもつながるよう、引き続き検討を進めますと。ちょっと何か誤字がありますね。今後の検討に当たっては、民間の資金やノウハウを活用するPFI・PPP事業の可能性も検討する必要があることから、商工会議所、商工会、建設協会、金融機関で構成する土別市PFI・PPP研究会においても推進を進めてまいりたいと考えている。こうした状況の変化もあることから、現時点で具体的計画の立案には至っておらず、26年度中に複合施設の基本計画、実施設計を行うことは現実には困難という状況になったと。今後、精力的な検討と、関係機関などの協議を進めてまいりたいというような答弁がございました。

今の御答弁でいいますと、昨年は3回、庁内プロジェクトをやっていますが、今年はやっていないと。これから精力的に関係機関と協議をするということでしたが、結局していないとしか見えないんですね。もう1回原点に戻って再構築するというのは、その時々、必要なことだと思います。再構築することは、それは場合によっては必要なことと思いますが、ただこれ、ただただ時間が約1年過ぎて、先ほど庁議で決めたんだとおっしゃいますが、地域住民含めた協議もここ1年近く、多分ほとんどしていないと思うんですが、その辺は、ちょっともう1回お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 青木企画課長。

○企画課長（青木伸裕君） お答えいたします。

今、井上委員おっしゃられるとおり、当初は関係機関、地域住民と協議の上で順次進めてまいりたいといった答弁をさせていただいておりますが、ここ1年滞っておる状況にあります。そんな中、それらも含めて、さまざまな意見、市長への手紙などで多数の意見が寄せられたりしておりますので、再度、一度立ちどまって、再構築も含めた中で検討してまいりたいといった判断をさせていただいたところであります。

あと、バスの関係ですね。高速バスですとか、あとは市内のバス事業者等々との協議は進めていっております。状況的には、新しいその駅前施設を建てるのがどうなのかですとか、高速バスが立ち寄ることがどうなのかといった部分では、一方では協議を進めさせていただいておりますが、施設そのものに関しましては、いま一度立ちどまって、再構築も含めたというところで、前回、第3回定例会の答弁に至ったところであります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 先ほどの話に戻りますけれども、今の答弁も含めて、私が率直に感じるのは、協議に協議を重ねた上、もう1回原点に戻ろうと、再構築にしようという場合は納得できるんですけども、ただただ時間がたって、先延ばしをしているんじゃないかというふうに見られてもしようがないんじゃないかなというところがちょっとあります。

そこで、もう1点聞きますけれども、今までの答弁の中で、駅前の再整備はまずやるんだと。間をあげずに国道への動線づくり、そしてその後、国道40号線を中心にした商店街の振興策、活性化を進めるんだという考え方をお聞きしております。その原点の、まず始める駅前の再整備が、ちょっと先延ばしを含めて不透明になったということですけども、その後、間をあげず進めるはずだった動線づくりを含めて、中心商店街のいろんな活性化策についての影響は、どのように判断されているのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 青木課長。

○企画課長（青木伸裕君） お答えいたします。

人が集まる駅前と中心商店街の動線づくりに関しましては、これまで丸武児童公園ですとか、あすなろ公園の整備もしてきたところであります。これら整備をしてきたことについては、引き続き、その動線づくりについては、十分検討していかないと感じております。そこで、駅前と中心商店街のにぎわいづくりに関しましては、駅前再整備につきましては一度立ちどまってということになっておりますので、そこは別に、中心商店街のにぎわいづくりについても順次検討してまいりまして、その中で動線づくりについても進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 冒頭に、2つの計画が駅前に統一されてということをお話ししましたけれども、私、そもそも駅前は、中心市街地ではありますけれども、中心商店街ではないと思っております。この駅前というのは、東西をJR線で分断されておまして、例えば、この地域にコンビニ等を含めた複合施設という構想もありますけれども、そもそも商圈的にいいますと、JR線で東西に分断されているという地域で、果たしてコンビニが出るんだろうかということも含めて、かなり無理があったんじゃないかなと私は個人的に思います。

ハードが先にありきという駅前再整備でこれからも進めていくと、どうなのかなというところ

ろがありますので、その辺、今、再構築という、9月の定例会からそういう話が出ていますけれども、ぜひ、ある面、ハードを先にありきという考え方を思い切って見直した中で、今後駅前をどうするかということを再構築の中で、私、考えるべきではないかなと思いますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 青木課長。

○企画課長（青木伸裕君） お答えいたします。

今、井上委員が言われる部分も含める中で、今後の駅前に関しましては、この駅前空間のあるべき姿はどうかですとか、どういう施設、施設ありきではないんですけれども、どういったものが望ましいのか等について、いま一度検討させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それで、今の駅前再整備、それと国道40号線の市街地中心商店街、これらのごことというのは必ず連動して、切っても切れない、両面を見ながら総合的に判断していかなくゃならないということですので、今後にかかわる部分を、この機会にちょっとお聞きしたいと思ひます。

それで、まず前提の話をしていただきますが、士別市の総合計画があります。これは2017年までの10年間。これには、かつて市長の答弁なんかにもありますけれども、商業、工業のところを見ますと、中心市街地活性化に向けた推進方策として位置づけられているコンパクトなまちづくりについて云々と、いわゆるコンパクトなまちづくりという記載がされております。もう一方、都市計画のほうを見ますと、これも都市計画の部分で、人口規模に見合ったコンパクトな市街地の形成に向けていきたいということで、今、人口減社会、士別市も非常に人口が今後は減っていくという懸念の中で、総合戦略もつくっているわけですが、そういう中で、町なかにコンパクトに都市計画も含めてやっていくという、私もそのとおりだと思います。

そこで、現在、本庁舎整備事業に関して、検討市民委員会が行われております。聞くところによりますと、きのうの夜も第5回の検討市民委員会が開催されたとお聞きしております。それで、この各検討市民委員会の今までの話の流れを、ちょっと私なりに部分的に整理したんですけど、第2回の検討市民委員会で出てきた意見、新庁舎に求めることということで、総合窓口の設置、1階で全ての用事が済むような窓口、階段がないこと、そして、第3回の検討市民委員会での意見でも、ワンストップ窓口が望ましいと。こういった、まず市民が1カ所、ワンストップでできるような窓口をつくってほしいという意見がたくさん出ております。

次に、検討市民委員会の資料なんですけれども、その中で来庁者のアンケートがあります。こちらにも、窓口がどこにあるかわかりにくい。要するに、もう一つは、総合案内窓口や手続が1カ所でできるようなワンストップ窓口が欲しいというのは、これは庁舎整備に当たり特に必要なことで、トップですね、43.4%。先ほど言った窓口がわかりにくい、いわゆる分散化し



ていて、1カ所で用事が済まないということで困ったとか不便に感じたというのも、これも、特にないに続きますと、2番目に多い31.7%ということ、こちらのほうにも市民の要望としては、1カ所で済むような窓口にしてほしいという結果が出ております。

それで、もう一つ、この市民検討委員会の中でいろんな意見が出て、委員さんに言われて提出した資料かと思えます。この中で、商店街の空き地に公共施設をつくった場合どうなるんだという、多分御意見があって、参考資料に出した部分かと思えます。これ、さきの全員協議会でも私、一部質問いたしましたけれども、これは幾つか案がありますけれども、この②という資料ですけれども、この案でいいますと、国道沿いに職員数30人ぐらいの本庁舎をつくった場合ということで、延べ面積600平方メートルということで、土地取得費が3,000万円ちょっと、庁舎建設費が2億4,000万円、引っ越し費用が1,260万円で、合計約2億8,000万円ちょっとですね、2億8,500万円ということで試算がされております。

これは、本庁舎の面積は30人分縮小すると書いていますが、実際にはこの概算事業費には、縮小した分に対する事業費減が本来あるはずですが、それが提示されていないと。それと引っ越し費用が、本庁舎から新しい庁舎、仮に目の前に建てた庁舎に移動する場合と、30人分、国道沿いの分庁舎という言い方をさせていただくと、その分庁舎に移ると、どれだけ引っ越し費用が変わるのかというのがよくわからないんですけれども、その1,260万円の積算根拠も正直言って曖昧で、ということなんです、その辺を加味すると、多分、仮にこういうことを想定したとすれば、この実質的な費用よりは相当額抑えられるものになるのかなと思えます。

そこで、本年8月の後半だったと思いますが、本市は国道40号線沿いの大型空き店舗等をインターネット公売にかけられました。この施設は、御存じのとおり、非常に通行の危険もごございますし、防犯上の問題、何よりも都市景観上の問題等々、現在も非常に多くの市民の方々が心配されております。本市として、インターネット公売をかけたということは、一歩踏み込んだ対応をされたんだと思いますが、結果的には応札がなかったとお聞きしております。

そこで御提案、ちょっと今まで長かったんですけれども、これからもちょっと長いんですけれども、そこで御提案しますが、この場所に、ワンストップサービスの分庁舎、そういう的なものを建設してみてもどうかというものです。

5点ほどメリットをちょっと出しましたけれども、1点目ですけれども、まずここを土別軌道、道北バス、都市間高速バス、バス停が5丁目、6丁目に集中して、非常に利便性が高いということです。この路線バスについては、隣にいる国忠委員が造詣が深いわけですが、私なりにちょっと調べてみましたが、土別軌道でいいますと、市内循環バス外回り、内回り、東西回り、全てが5丁目、6丁目のいずれかにとまります。朝日線、温根別線、武徳線、川南線、中多寄線、これも全部5丁目、6丁目にとまります。唯一とまらないのが川西方面のランランバスということで、非常に市民の利便性が高い。

2つ目が、現在建設中のいきいき健康センターからも歩いてこられるんですね。

3つ目が、先ほど言いましたコンパクトなまちづくりの実現と中心市街地の活性化策になり得ると。市街地のドーナツ化現象の歯どめにもなるということで、これは市長のマニフェストにも非常に合うと私は思います。

4つ目が、先ほど言いましたとおり、大型空き店舗の数々の弊害の解消、私はこの機会しかないんじゃないかなと思うぐらいです。

5つ目ですけれども、ほかの国のさまざまな支援策の活用もぜひ視野に入れて、いわゆるまちの駅的な機能もぜひ追加して、観光案内ですとか、物産品の販売ですとか、チャレンジショップ的なスペースなど、いろいろ考えられます。さきのPFI・PPP、こういったものも検討できるんじゃないかなという部分もございます。

一番問題なのは、空き家の解体どうするんだということなんでしょうけれども、これは今年2月の定例会で御答弁いただきましたけれども、国の支援制度が活用できるかもしれないと、そちらの検討を進めていくと聞いております。

今、分庁方式というと、職員の方には物理的に不便と感ずることが多いかもしれませんが、今ICT、いわゆる情報通信技術、日進月歩で、本当にこういった分散型の庁舎のデメリットは、昔と違ってどんどん縮小しているんですね。

こういった視点も含めて、今まさに検討市民委員会が開催されて、11月、中間提言ということでいただく段階ですので、今の段階で市側がこうすると、とても言いづらい時期とは思いますが、ただ、ぜひこういった、本庁舎をただ整備するというだけの考えじゃなくて、この機会に多くの課題をクリアするような思い切った計画をぜひ取り入れていただきたいと思う提言なんです、いかがでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 鴻野総務課長。

○総務課長（鴻野弘志君） お答えいたします。

今、委員からおっしゃられましたように、この整備に当たりましては、現段階、それこそ本日段階ということでありますが、まだ結論めいたことは当然出ておりません。改修・改築、あるいは既存の公共施設の活用ということでございます。

これもまた委員からもお話ございましたが、実はおっしゃるとおり、昨日も第5回の検討市民委員会がございました。これまでの経過の中でも、その分散化ということの議論もございました。そんな中で、資料としてもお示ししているとおりでございますが、これは仮にということでございますが、そういった試算も出しながらしているところでございます。

今回、この整備を進めるに当たりましては、現段階まで、御案内のとおり、整備事業費というものを一つ大きな目安にしてございますので、それらを勘案いたしますと、仮に改築となつて、一部機能を分散化するという事になったとしても、現段階では、その事業費の関係から申しまして、例えば中心商店街でも、現実にあいていて使えるようなところを検討していくと。そういうようなことで、現段階では考えているところでございます。

私のほうからは以上です。

○委員長（出合孝司君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 今、総務課長のほうから、これまでの検討市民委員会での議論経過的な部分のお話をさせていただきました。お話のように、委員の中でも、やはりワンストップ窓口、こういったものの確保のこともありましたし、また、まちなかにというようなことも具体的にございました。

今、総務課長から申し上げましたように、私も分庁をある程度していかなければ、これは一定の事業費の中では終わらないだろうということもありますし、また一方では、最後に井上委員のほうからお話ありましたように、庁舎の整備によってほかに波及する、いわゆる効果的なものがどうなのかということも、今後考えていかなければならないというふうに思っていますが、現時点においては、あいている公共施設なり、そういった活用でということで、これまで検討を進めてきたところであります。

それで、先ほど井上委員から、ちょっと解せない部分があるというお話があった、まちなかに仮に2億数千万円のを建てた場合に、本庁舎分の事業費が本来落ちるのではないかということに関してなんですが、本庁舎分の面積を結局、3,500、3,000平方メートルというふうに縮小しますと、そこで収容できない職員が出てまいりますので、それについては現状では、保健福祉センターの2階の空きスペースができれば、まずそこに一部事務室を移していこうと。それ以外については、朝日総合支所の2階を中心に、ここも耐震にはなっていませんが、既存の公共施設であいているスペースですので、これを活用するということですが、それをせずに、例えばまちなかにそういった施設を新たに建てるとすればということが2億数千万円でありまますので、言ってみれば、本庁舎自体の33億円プラスアルファ、その費用をかける必要があるということですので、そこで差し引きの、実は資料にはなっていないということで、まず御理解をいただきたいと思えます。

そうした中で、今最後のほうにございましたワンストップ分庁のメリットということで、確かにお話のとおり、比較的といいますか、いろんな交通機関の集積、バス停を含めてあります。あと、先ほど前段にありました動線づくりの観点でいいますと、これは駅前も共通なんですけれども、今、いきいき健康センターの設置が、建設が完了しますと、その中でも一定程度、皆さんの動きというものが生まれてくると思えますので、それらについても、駅前でもどういう形なのかということを考えつつ、また商店街方面への人の流れということも、当然考えていかなければならないと思っております。

お話のあったインターネット公売に今かけている物件についてですが、現状においては、これは以前来お話をさせていただいておりますとおおり、現状、個人の財産というところもあります。そういう中で、今後こういった部分のところを、お話のようなまちづくりの観点というところもあろうかと思えます。現状においては、まだ庁舎の整備について、そこまで視野を広げてというふうには至っておりませんので、今後、先ほどの駅前の再整備、そしてまちなかにぎわいという、この視点については引き続き進めていかなければならないと思っておりますから、

庁舎の整備については合併特例債のこともありまして、時間が実は限られている部分もありますけれども、そういった一定の制約、こういったことがクリアできる範囲で、こういったことが検討できるのかということについて、あわせて両面での検討ということで考えていく必要があるかなというふうに思っているところです。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） ぜひ考えてほしいんですけども、市民がこの来庁者アンケートを見ますと、「何で市役所まで来ていますか」と、いわゆる交通手段なんですけれども、一番は自動車ですね。圧倒的に多いんですけども、でもこれ、ある面、自動車というのは車ですから、駐車場がきちっと完備していれば、どこに庁舎をつくっても問題ないんです。次、問題なのは、徒歩、自転車、これ多分、夏場にアンケートをとられたから、こういう回答が多いんでしょうけれども、まさに高齢化社会で、特に自転車、徒歩の方も、冬になるとバスに乗って役所に来るといえるものが多いかと思えます。

先ほどの喜多委員の質問で、バスの利用率を上げると、いい答えが出ていましたけれども、ぜひそういう観点で、ちょうど先ほど言いましたいきいき健康センター、長寿日本一を目指してまちなかにつくっていただけると、非常に、今建設中ですけども、そういったコンパクトなまちづくりの視点ということも含めて、庁舎の整備ということもぜひ視野に入れていただきたいと思いますが、最後に一言、市長から何かいただいて終わりたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 井上委員の御質問にお答えいたします。

井上委員から、まず駅前については、ハードありきではなくてというお話もいただきました。それで、経過については、9月議会の国忠議員の御質問にお答えしたとおり、もう既に案としては、例えば、あそこは交通の結節点であるということで、バスなどの待合室、あるいは、多くの皆さん方がおっしゃっているのはコンビニエンスストア、あるいは市民が憩えるサロン、こういった施設ということで計画はされていたのでありますが、しかし、いろんな御意見もあるということで、一旦立ちどまって、角度を変えてやっぱり発想しようということで、立ちどまると、商工会議所からも御意見いただいていますし、青年会議所の皆さん方とも一緒に議論しましょうやというお話も、私もさせていただいているし、先日は中学生の子ども議会の中でも、中学生の皆さん方からも御意見をいただいているし、また、井上委員からは今、ハードありきではないと、思い切って芝にしてはどうかと、こういう御意見もいただいたり、いろんな御意見をやっぱりいただけるわけですね。

ですけども、やはり駅前は玄関口でありますので、先ほど申し上げたとおり、まずこれはそう長く置かないで、いろいろな御意見を聞いて、方向性を議会と相談いたします。そして、なおかつ動線づくりとしては、先ほど申し上げたとおり、もう既に先行投資している丸武公園、あるいはあすなる公園などなどを経由しながら、今、いきいき健康センターができ上がります。

きのうもいきいき健康センターの管理運営、今後市民があそこでどのように、みずから管理運営しながら活動できるのかということについて、まちなかのほとんどの団体の皆さん方に御案内申し上げて、きのうは二十四、五名お集まりいただいて、第1回目の会議を開きました。私は、ぷらっとも利用することによって、相当な市民が今度は、今、北町にある福祉センターからこちらに移るわけですから、まして子供たちも、障害をお持ちの皆さん方も利用できるようにしようということで、お年寄りはもちろんですが、サフォークジム、サフォーク元気クラブもあそこでやろうということですから、相当な人があそこに今度は集うことになると思うんです。

そのときに、議会ともまた御相談申し上げますけれども、あそこの目の前にある土別幼稚園のところにあるあすなろ公園をどう健康的な公園にしていくのか。あそこは雪まつりや何かも、もう中央公園に移ったわけでありますから、そんなことも含めて、これからもまた議会の皆さん方と相談しながら、一帯を多くの方々が集えるそんな場所にしたいと、こういう思いがあるわけです。

そのときに、今、井上委員の御提案のことについては、私も正直申し上げて、同じ考えでいることは間違いないんです。ところが、現実の問題として、あの建物については個人のもので、例えば、市が今競売にかけているとはいえども、これが落札しない場合については、また本人に帰属すると。こういうことでありますから、他人の持ち物に市が勝手に手をつけることは、実はできないという法律のシステムになっています。しかし、そこは、いろいろと皆さんで協議をしながら知恵を出して、私は今、本庁舎を建てるということで、市民の皆さん方と協議をしながらやっていて、議会の皆さん方とも協議いただいて、どこに今つくるのかと、その場所の吟味をしているわけでありますから、その中で分庁、分散方式にもしようということで協議を進めています。

その第一は、やはり市の持っている公共施設、ここに分散化をしていく。もう一つは、やはりまちなかに一定の分庁舎があってもいいのではないのかと。それが駅前なのか、あるいは駅前のこの建物なのか、あるいはまちなかの、今井上委員が提案していただいた建物なのか、そういう案を持っていますし、これは合併特例債でやれる事業でありますから、そういったことによって、本庁舎はなおかつ、まだ縮小すると、コンパクトにするというようなことも含めて、これは期限がある程度ございませんので、今御提案もいただいたし、私もそういった案も持っていて、今、副市長等々を中心としながら、その辺の議論も少しやっていただきたいという話もしていますので、この辺は、その市民委員会、あるいはこの議会ともじっくり相談をしながら、本庁舎の建設に向けて、分庁方式も含めていろいろと協議をしていきたいと、このように考えているところです。

○委員長（出合孝司君） ほかに御発言ございませんか。渡辺英次委員。

○委員（渡辺英次君） それでは、総務管理費の中から、土別まちづくり塾ということで、幾つか質問させていただきたいと思います。

本事業は平成26年から始まった事業でありまして、牧野市長のマニフェスト事業の中の一つということになっております。まず、改めてになりますけれども、この事業の目的というか趣旨、そして対象者は、どのようになっているかお知らせください。

○委員長（出合孝司君） 青木課長。

○企画課長（青木伸裕君） お答えいたします。

士別まちづくり塾は、士別市まちづくり基本条例の基本原則であります市民自治の推進に向けて、1つ目として、まちづくりについての理解を深める場、2つ目として、新たなアイデアや発想を生み出す場、3つ目として、担い手や推進役を発掘・育成する場を基本コンセプトとする中で、市の将来を担う人材の育成と各分野で活躍する若者の交流・連携を図り、その英知とエネルギーをまちづくりに活かしていくための学習する場を設定したいということがございます。そんな中で、講義・講演を通して学ぶこと、視察研修などにおいて見て知ること、市長と塾生等々が語ることを3つの柱として、この士別まちづくり青年塾と士別まちづくり女性塾を開設したところであります。

対象者についてであります。まず青年塾では、士別市に在住・在勤・通学するおおむね18歳から40歳の市民、青年については、若者の交流を連携するためのということで、青年塾とさせていただきます。女性塾につきましては、士別市に在住する女性を対象とする中で、女性の視点や発想から交流を広げて、まちづくりに力を発揮してほしいといった趣旨のもと、女性塾を開設という形で、この男性塾、女性塾、2つの塾に分かれた経緯があります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

青年塾と女性塾の2つに分かれたという趣旨は、今伺ったところだと思います。それで、募集人員と、実際に参加された26年度の人数をお知らせください。

○委員長（出合孝司君） 坂本主査。

○企画課主査（坂本洋紅君） お答えいたします。

募集人員につきましては、青年塾、女性塾とも、それぞれ定員各10名を、広報にあわせチラシを全戸配布したり、また、ホームページや新聞報道において募集を行ったところであります。その結果、参加人数として、青年塾で6名、また、女性塾で7名の参加をいただきました。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。定員までいかなかったということですね、1回目は。

それで、実際、何回か集まって勉強会を開くと思うんですけども、実際、26年度は実施した回数は何回ぐらいあったのかということと、それと、実際行った内容等をお知らせいただけますか。

○委員長（出合孝司君） 坂本主査。

○企画課主査（坂本洋紅君） お答えいたします。

26年度におきましては、26年7月の開講から27年3月までに、青年塾で7回、また、女性塾で8回を実施しております。また、最終提言に向けた討議のため、第1期生につきましては、当初の開講期間を27年7月まで延長しまして、青年塾については12回、女性塾については13回を実施しております。

次に、内容についてですが、士別市のまちづくりに対する講話、また、市内視察によります地域資源の再認識を目的としました社会見学、塾長であります市長や政策研究提案研修に参加しました市職員との意見交換会を行っております。そして、青年塾、女性塾ともに、情報発信をテーマとしました議論を進め、平成27年度に実施されます士別市ポータルサイトのシステム更新に向け、市のホームページの問題点や改善方法を中間提言として市に提出しました。そして、まちづくりに対する塾生個々の意見をまとめた最終提言を、塾長であります市長に行ったところです。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

テーマは情報発信ということで、今、いろいろ取り組んだという御答弁をいただきました。それで、今回、26年6月2日の庁議記録というものに、実際庁議で説明された内容が、テーマとか内容、進め方等は塾生が決める方法でやるということが庁議の記録に記載されていましたが、第1回目となるまちづくり塾を、集めたんだけど、実際の内容は塾生のほうで決めてもらおうというふうにした、その趣旨というか考え方をお知らせいただけますか。

○委員長（出合孝司君） 大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅臣君） お答えいたします。

26年度は1回目ということもあり、事務局も塾生も手探りの中で塾を運営したところであります。1回目につきましては、塾生の趣旨にのっとった形で塾を運営していこうというようなこともありまして、塾生に討議のテーマなどを設定していただきながら、塾の運営に当たってきたところであります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） わかりました。

そういった中で26年度は実際進んでみて、先ほど延長があったということで、7月までですか、7月まで26年度事業を開催しまして、先日2回目の27年度が始まったところですけども、26年度のこの事業が終わった中での総括というか、終わってみて、どういうふうに担当としては捉えているか、お知らせ願えますか。

○委員長（出合孝司君） 大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅臣君） お答えいたします。

ちょっと繰り返しになりますけれども、1回目ということもありまして、事務局、塾生とも手探りの中で1年間塾を開催し、塾生の皆さんに参加していただきました。塾生の皆さんからは、「士別市を見詰め合うことで、たくさんの気づきを得た」「士別市に見出す価値、アピールすべき点の再確認ができた」「人づくりがまちづくりにつながっていくことを踏まえ、塾の継続開催」などのよい意見が寄せられました。一方、「塾の方向性や運営方法が不明瞭」「塾生に求めるテーマやゴールを明確に」との改善を求める意見もあったところでもあります。

士別市のまちづくりについて学び、語り、テーマを絞り議論を重ね、交流を図ることにより、士別市のまちづくりに対する人材育成につながったものと考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） 本当に士別市も、なかなかまちづくりをしていく中で、関係している方はよく御存じだと思うんですけども、いろいろなことを事業をやっている、結構同じメンツというか、同じような方が各団体に入って、所属して活動しているというのが現状の中で、今後は新たな、今回の趣旨でもありますが、新たに人材を発掘するとか育成するというのは、本当に非常に重要なことだと思っているので、このまちづくり塾に関しては、すごく今後期待しているところではあるんですけども、まず、今御答弁いただいた中で、その反省点も踏まえた中で、例えば不明瞭な部分があったとかいう部分で考えますと、27年度は今始まっていますけれども、同じようなやり方で、テーマのない状態で始めたのか、もしくは、ある程度テーマを、事務局側というか、行政側である程度つくった中で提案している形なのか、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅臣君） お答えいたします。

第2期生につきましては、あらかじめ事務局、市のほうでカリキュラムを決めまして募集を開始し、先日、2期目の塾が始まったところでもあります。27年度の開催に当たり見直した点で申し上げますと、内容の充実や開講期間、1期目のときは1年間という長い期間ではあったんですが、2期目については来年3月までの半年間を開講期間にし、できるだけ短いスパンで塾を開催し、参加しやすい体制を考えたところでもあります。また、1期生からの意見もありまして、男女の区別にかかわらない意見交換や交流機会とする場とするため、青年・女性の区分を廃止したところでもあります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。

今御答弁いただいたんですけども、僕も正直、いろいろ実際、第1回かかわった方の声を聞いている中では、やはり集まってみた方がいいけれども、何をやったらいいか、急に言われてもわからないという部分もあったので、27年度はその辺が改良されたということと、青年塾と



女性塾が一体となったという部分が、すごく私はいいい方向だなと思っております。

それで、最後に1点だけお伺いしたいんですけども、この塾に関しては、市長が塾長を務めるということであっております。27年度の実施要綱にもそのように書いてあります。ちょっと気になったのは、先ほど御答弁の中でもあったんですけども、中間提言をしたという部分、あと最終提言をしたという部分がありますが、当然、塾長である牧野市長にされたと思うんですけども、それは塾長という立場に対してしたのか、もしくは市長という立場に対しての提言をしたというのか。その辺は、どのような捉え方をしたらよろしいのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 大橋主幹。

○企画課主幹（大橋雅臣君） 塾長を市長にした理由でありますけれども、まちづくり塾は、若手の人材育成を図ることを目的に塾の運営に当たってきたことは、さきの答弁でお答えしたとおりでありますけれども、塾生は講義や視察での学びや、グループ討議で設定したテーマにより議論を深めながら、情報発信の分野での中間提言、まちづくり全般に係る最終提言をまとめたところであります。その提言を、市長である塾長と情報交換を行いながら提出したことは、大きな成果であったというふうに考えています。まちづくりの先導役である市長が塾長として、将来を担う若手の人材育成に努めたところあります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） 若干補足してお答えしたいと思います。

結論から申し上げます、イコールであるというふうに言ってもいいと思いますが、一つは、市長がまず塾長を務めることで、市長みずからが、そういった若手の青年、あるいは女性と直接お話をしていくことによって、いろんな形で、そういった人たちにも思いを伝えるなり、あるいは実際のまちづくりというところを理解していただいたり、そこを考える一つのきっかけとしていただく。

今回、最初のカリキュラムのときに、実は細かいメニューも1回組んだんですが、逆にそれをやめて、昨年度の話ですけども、これをやめて、フリーな形で、塾生の意見を聞きながら進めようということで、ある意味ゴールが見えなかったかもしれません。ただ、そういう中では困るので、情報ということが最終的なテーマになりましたけれども、それに基づいての提言をもらうということの一つのゴールというようなことで設定をしたわけです。この提言は、塾長である市長に出してきた、すなわち、今度は逆に、塾長に出しているようではあるんですけども、これは市の、いわば情報発信、具体的に申し上げます、そういったホームページの改良・改善というところに一つ、そういった青年、女性の視点でいくと、こういう改善が必要なんだろうということを出してきておりますので、イコールといえばイコールですし、最終提言という形になると、塾長である市長に対して、今後まちづくりに私たちはこう思いますというような視点、これは情報の部分、ホームページの一部ということにはなりますけれども、具体的な事案として提出いただいたということになります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 渡辺委員。

○委員（渡辺英次君） ありがとうございます。わかりました。

ただちょっと、1回目の事業だったということで、塾長が持っている団体が提言するのが、また同じ人に返ってくるのは、どうも何かしっくりこないなと思っただけの話で、趣旨はわかりましたので、ぜひ27年度、今始まったばかりですけれども、有望な若手の人材をたくさんつくってもらって、本当にまさに協働のまちづくりができるような事業にしてほしいと思います。

以上です。

○委員長（出合孝司君） まだ質疑が続いておりますけれども、ここで午後2時35分まで休憩いたします。

---

（午後 2時23分休憩）

（午後 2時35分再開）

---

○委員長（出合孝司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

総務管理費について御発言ございませんか。齊藤 昇委員。

○委員（齊藤 昇君） 工事の入札でありますとか、市の物品購入等の契約に関連して質問したいと思います。

物品の購入等についてでございますけれども、物品を購入する入札の考え方、これは額なんかも大体、何ぼから何ぼまでは入札にかけるとか、あるいは、幾らから幾らまでは随意契約で契約を結ぶとかというふうになると思うんですけども、こちら辺について、購入する入札の対象となる基準、そして、入札がどのような方式で行われているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 藤田財政課主査。

○財政課主査（藤田晶宏君） お答えいたします。

市の取り扱う、契約を行う売買物品、賃貸借、請負、その他契約を締結しようとする場合がありますが、そこにつきましては、地方自治法及び地方自治法施行令に定めるもののほか、士別市契約事務に関する規則で定めております。その第19条の中に、随意契約できる額というものをご定めておきまして、物品の部分についてはいいですが、物品、消耗品を含む財産の買い入れにつきましては80万円以上、物品の借り入れ、印刷機、電子機器等の借り入れになりますが、そちらにつきましては40万円以上、そのほか、建設工事関連外になりますが、委託業務、役務の提供、物品の修繕、印刷物の請負契約等につきましては、50万円以上につきましては財政課において入札を行う案件となっております。それ以下におきましては、随意契約できるものとして定めているところでございます。

また、入札の方式でございますが、各課から上がってきます購入伺い、施工伺いの内容を確認

認した上で、財政課において入札執行の起案を行いまして、指名競争入札を執行しているところでございます。

以上になります。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そこで、26年度の入札の件数と登録業者の数、それからランク、指名競争入札を執行する際に、指名先をどういようにして選定するのか。何社かを指名するんだと思うけれども、それから、随契の場合なんかも見積もりをとって、例えば一番安いところとの随契をするのか。ここら辺は、入札であれ随契であれ、中身についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 藤田主査。

○財政課主査（藤田晶宏君） お答えいたします。

まず、平成26年度での登録業者数であります。こちらにつきましては、物品委託に関しましては26年、27年度の2カ年での登録となっております。市内業者につきましては123社、市外業者につきましては501社の計624社となっております。なお、物品入札につきましては、業者数のランクごとの基準・分類等はございません。

また、指名基準であります。物品委託業務につきましては、市内で登録されている事業所で取り扱えるもの全てにおいて指名する形で行っております。また、一部市内の業者で取り扱えない場合につきましては、近隣自治体に事務所を有する登録事業所で取り扱える者、指名実績のある者を指名しているところでございます。

各課における随意契約の部分につきましては、こちらのほうにつきましては、市で定めております随意契約に関する指針の中では、3社以上の見積もりを記すという形で記しているところでございます。

以上になります。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 市外の登録業者の501というふうに言いましたけれども、これは大体、市外の業者で、市内の業者も、それから市外の業者も、この501社の中でも参加は自由に行けるというふうになっているんですか。指名するんだと思うんだけれども、その指名する基準というのは、特に市内もそうだけれども、市外の登録業者については、どういうふうな判定をしながら指名をするのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 藤田主査。

○財政課主査（藤田晶宏君） お答えいたします。

まず、市内の登録業者につきましては、取り扱える業者は、先ほども申しましたとおり全業者という形になりますが、市外の業者につきましては、基本、市内の業者で取り扱えないものに関して、市外業者でないという取り扱えないものに関して扱っている部分を調査しまして、指名しているところでございます。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、501社の指名登録があるんだけれども、26年度でいえば、おおよその工事名なり、あるいは物品の購入なりで、市外業者に発注して指名を行って、そして獲得したという件数や額というのは、どのぐらいになっているものですか。

○委員長（出合孝司君） 藤田主査。

○財政課主査（藤田晶宏君） 市外業者に指名した件数でございますが、ただいま調べて、すぐお答えしたいと思います。申しわけございません。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） それは調べて教えてください。

それで、先ほども言ったかと思うんだけれども、入札を執行する場合に、指名先をどういうふうにするか、DランクならDランクとかありますよね、業者の。それは、市内でできるものは全部市内の業者というふうにするか先ほどおっしゃいましたけれども、それで、市内の業者でできない、どんなような工事が、先ほどからも言ったかと思うんだけれども、どのぐらい指名をしているのか。この点がちょっと聞きたいところなんです。

○委員長（出合孝司君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 申しわけありません。物品の市外業者への発注の件数、それから内容については、ただいま調査をして、後ほどお答えさせていただきます。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうしたら、次、それは後で教えてください。

建設工事の執行に係る問題だけれども、建設工事の入札については、指名競争入札、それはどんなような工事が対象になるのか。指名する業者数というのは、この工事は何社と、そういうふうにして、ランクづけは大体、DランクならDランクの中から選ばれたりするんだと思うんだけれども、そういうふうにする基準というのは、指名委員会か何かがあって、そこで検討されて、そして指名するようになっているものなんですか。その指名するシステムについてお答えいただきたいと思うんです。

○委員長（出合孝司君） 藤田主査。

○財政課主査（藤田晶宏君） お答えいたします。

工事に関する指名競争入札ではありますが、こちらにいたしましては、士別市契約事務に関する第19条に定める随意契約できる金額の範囲外ということで、工事または製造の請負に関しましては、130万円以上の工事、修繕・建設工事に係る委託契約が該当となっております。また、その中で、1,000万円以上の工事につきましては、基本、一般競争入札をとっている形になります。

指名業者数ではありますが、その中の部分でいきますと、1,500万円以上の設計金額のものについては6社以上、1,500万円以下の設計金額のものについては5社以上指名するというところで指定しているところでございます。

また、指名業者の選定基準であります、工事によっては業者の格付がされておまして、当該工事の設計金額に応じた区分に対する格付等級に属する業者の中から、その工種を主体としている業者を選定しているところでありまして、こちらにつきましては、指名委員会の会議を経て決定しているところでございます。

また、指名の基準につきましては、格付等級内に指名できる業者が少ない場合、施工能力を十分有する下位の等級業者からも指名する場合がございます。また、その場合につきましても、留意事項としましては、業者の信用度、工事成績、手持ち工事の状況等々を判断しながら、指名委員会において判断し、指名しているところでございます。

以上になります。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 市の指名登録に届け出をしていて、26年度、あるいは27年度、1回も指名の参加資格といいますか、参加を呼びかけられなかったという業者というのは大分いるものなんでしょうか。C・Dランクなんかも含めて。

○委員長（出合孝司君） 中舘次長。

○総務部次長（中舘佳嗣君） 平成26年度におきましては、入札の件数が192件というふうになっておりますが、その工事の種類ごとに指名しているという状況にあります。そのうち、その年度はたまたまその工事の種類がなかった、例えば板金工事がなかったということで、その場合に指名がなかった事例というのは1社ございました。

ただ、そのほかの工事につきましては、例えば、土木Cにおいては指名がなされなかった事業者がりましたが、その部分については、いわゆる解体工事を専門とするというような登録になっておまして、その場合については、土木工事のほうでは指名がなかったというような事例。もしくは、ほかの種別の工事で、例えば建築で登録をしているけれども、主に別の、例えば水道なり管路工事をやっているとかいう場合については、そちらの主のほうで指名しておりますので、その主でない工事のほうでは指名がなかったというような事例はございました。そういったものを含めると、14社、その工事の種別では指名がなかった。ただし、結果的にほかの工事では指名をしているというようなことで、全く指名がなかった事例としては1社というのが、平成26年度の結果でございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） まるっきり指名がなかったというのは1社というんだけど、それは結局、その業者の経済関係やら、あるいは技術だとか、あるいは人の配置だとか、こういったものが不十分だったから、それは1回も指名しなかったということなんですか。

○委員長（出合孝司君） 中舘次長。

○総務部次長（中舘佳嗣君） 平成26年度の実例といたしましては、たまたまその工事の入札の件数がなかったと、ゼロ件だったということで、結果的に指名がなかったという事例でございま

す。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） それに該当する市の仕事がなかったと。そうしたら、その業者というのは、そんな特殊な業者なんですか。市に指名登録を出しておいて、そんな技術があつて、たまたまなかったというのは、どんな業種のことを言うんでしょうか。

僕が聞いているのは、土木でありますとか、あるいは建築でありますとか、そういうところに指名を出していても、1回もお呼びがかからなかったと。とる、とらんはその中での、指名されたら、競争入札なりをやるわけですから。というふうな事例があったやに聞いているんだけれども、その点ではいかがなんですか。

○委員長（出合孝司君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 今回、平成26年度、たまたまその工事がなかったという、工事の種別は板金工事でありまして、その部分については、入札の対象となるような工事が26年度には発注がなかったということでありまして、いわゆる随意契約等での契約等についてはこれには含まれておりませんが、入札での契約がなかったということが一つ。

それから、お話のありました、例えば建築Bの工事でありますと、一般的に、その工事の対象となるのが750万円から1,500万円の間というようなことで、これが一つの目安になっておりますが、平成26年度においては、そこの対象となる工事が3件であったということで、実際に登録しているのは11社あるわけでありまして、関連工事が3件しかなかったということで、結果として指名には至らなかったというケースはございましたが、その場合も、主に建築を担っている事業者については、そこで指名は行っているということで、指名がなかった事業所につきましても、他の工種においては指名なり、一般競争入札での参加があったというような内容であります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 実際に同じランクの、いわば指名があつて、だけれども、何回も指名に入らないと。だから、とる、とらん業者の実力なんだけれども、指名もされないで、とれるわけがないだろうと。そして、随契の工事もやらせていただいたわけでもないというようなことなんだけれども、これは現実はどう押さえていらっしゃるんですか。

○委員長（出合孝司君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 平成26年度の工事入札におきましては、全く指名、もしくは入札参加がなかったという事例は1社だけでありましたが、工種の中において登録をしても、結果的に指名がなかったという部分につきましては、私どもの指名の考え方といたしましては、基本的にその業種、工事の種別を主に行っている者を基本的に指名していくという考え方がございますので、それ以外の業種については、工事が非常に少ないような事例の場合については、

その主でない登録をしている工事種別のところについては、結果的に指名がないというような事例は14社ございましたが、そこにおいても、主に主として行っている工種については指名なり入札参加はあったということで、入札参加の機会の確保についてはとられているものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） もう1回聞きますけれども、実際に市のほうから指名登録を出してあっても、同じレベルの人たちが指名、とるかどらんかは別にしても、入っているけれども、例えば齊藤なら齊藤という業者は1回も声かからなかったと、指名という。だから、そういうことは、1社はあったというけれども、そのほかにはなかったということですか。

○委員長（出合孝司君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 工事ごとに見れば、指名がなかった工事の種別はありますが、全体的に工事参加の機会という意味でいえば、全くその機会がなかった、参加がなかったというのは、1社のみということでございます。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） そうすると、市の、特に中小の小のほうの業者の関係だけでも、やっぱり仕事がなくなってきたりして、士別市を離れなきゃならんという、これはもう夏、冬通して本州のほうに仕事に行っているという業者もいる。それから、稼ぎ人も、そういうところに行っている業者もいるんですから、なるべく薄く広くといいますかね。やっぱり市の工事の発注が受けられる、民間の工事もそんなにあるわけでないし、そういう点では、市としてはどういう努力をなさったり、どういう基準で指名委員会なんかでは検討されて、発注をするわけなんですか。

○委員長（出合孝司君） 中峰総務部長。

○総務部長（中峰寿彰君） お答えいたしたいと思います。

できるだけ入札参加機会ということを確認するという意味では、今、先ほど来申し上げましたとおり、工種によっては工事本数が少ない場合もあります。また、一方で、全くないというようなこともありますし、他方、主たる業務に該当するところで、なかなかそのランク含めてというところで、お話のように参加機会が多くない場合もあるかと思いますが、まず基本的には、これは主たる業者、その工種に対して主たる取り扱いをしているという届け出の業者さんについては、これは基本的にそこを中心に選定するということでありますし、また、今お話ありましたように、比較的小規模の事業所というようなところにつきましても、例えば公共調達基本指針なんかにおきましても、分離・分割発注というようなことも含めて、できるだけ受注機会の確保に努めるようにしております。また、あわせて、公共調達指針の中では、工期の設定を含めた発注の平準化と、こういったことも努めておりますし、また、優先的に市内発注に心がけていくと、こういうことで取り組んでいるところでございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 管工事組合でありますとか、建設協会でありますとか、そういう業者の団体なんかがありますよね。これは、市の予算が決定される、そういうところに、こういう業者の代表の方々といいですか、今年度の市の建設工事の発注は、予算書を見ればわからんわけでないんだけど、そういう話し合いなんかは、業界としては、大分詳しい話し合いをされているんですか。

業界にしてみても、どれだけの工事があって、どれだけの仕事があって、あるいは労働力の確保なんかも考えなきゃならないということもあるので、ここら辺は市の工事の年度当初に、よく話し合いなんかされているものなんでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 毎年、年間の工事の発注計画につきましては、年度の初めにそれぞれ年間の計画を立てます。その計画の中で、工事ごとに発注の時期、それから概算の事業費を示して、年度初めには関係業界団体の方との意見交換といいますか、年間予定をお示しした上で、この目的としては、委員御指摘のとおり、年間でいろんな業界側での、スムーズに工事を執行するための準備ということもあると思いますし、私どもといたしましても、そういったことを業界の関係団体の方のみならず、ホームページ等でも公表しておりまして、その中で随時、変更があった場合についても公表していく中で、スムーズな発注執行に努めているところでございます。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 今年度の発注、26年度のをいろいろお聞きしたんだけど、26年から比較して、今年度の発注というのは、大きな事業、26年度はあったということもありますけれども、今年度の関係でいえば、大体、発注状況や発注額については、どういうふうにお考えになっている、算定されているんでしょうか。

でかいやつはでかいやつで言ってもらってもいいけれども、それは特別に、今年1年だとか、2年計画でやるやつもあるんだけど、こういう平準的な市の発注状況でいけば、26年と27年の比較ではどうなんでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 藤田主査。

○財政課主査（藤田晶宏君） お答えいたします。

まず、27年10月27日現在になりますが、入札件数、こちらにつきましては、139件ございました。落札価格につきましては、税込みで19億6,585万3,800円となっており、入札率につきましては96.10%となっております。また、今年度の残り期間での工事につきましては、現在のところ、発注計画上では14件、この後、入札対象となるものにつきましては14件予定しておりまして、その予定額につきましては、8,700万円ほどを予定しております。



27年度の入札見込みにつきましては、合わせまして153件、落札見込み価格につきましては20億5,300万円ほどを予定しているところでございます。

また、平成26年度の入札件数につきましては192件ございまして、落札価格につきましては78億8,159万1,600円税込み額となっております。前年度の比較としましては、工事件数でいきますと39件のマイナス、金額にしまして58億2,780万2,800円の減額となっておりますが、こちらにつきましては、前年度、先ほど斉藤委員のおっしゃるとおり、大型の工事が何件かありましたので、その差というふうに捉えているところでございます。

以上になります。

○委員長（出合孝司君） 斉藤委員。

○委員（斉藤 昇君） そうすると、58億円ほどの減になっているわけですね。大きな工事が無いということもあって。そういう点では、稼ぎ人や業者に仕事に行く件数というか、仕事なんかも少ないというのが額の上からもわかるんだけど、ここら辺は業者の現状や、いろんな意見などもよく話し合いをしているのか。そして、去年よりも少ない分なんかは、業者はどんな手を打って努力しているというふうに市では受けとめているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 中舘次長。

○総務部次長（中舘佳嗣君） 発注件数、26年度と27年度については、ただいま申し上げましたとおりでございますが、お話のとおり、実際に工事に着手して執行している部分については、今年度も相当大きな工事を継続して実施しておりますけれども、既に複数年工事で発注済みという部分が相当ありますので、そういう意味では、発注件数は相当落ちていくということになります。実際の工事、執行額という意味でいえば、今年度もある程度の確保はできているものというふうに考えておりますが、ただ、大型事業が、環境センターにしても上土別小・中学校等につきましても、重なっているということがありましたので、そういう意味では、年度ごとの事業量の多い少ないという部分については、どうしても出てくる部分がございます。

ただ、今後、こういったハード事業等につきましても、計画的に今、総合計画のローリングの見直し等々も進めておりますが、計画的に実施していくという中で、調整も図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 斉藤委員。

○委員（斉藤 昇君） 工事の発注件数が減少する中で、本当に業者も大変苦戦していると思うんだけど、公正な入札参加機会を確保することは非常に重要なことだと思うんだけど、これからの年度ごとの市の、いわば工事額の発注額の推移というのは、大体計画、市の総合計画も立ててやっているんだけど、これらについては、市としても、ここ10年ぐらいはこういう推移でいくぞとかというものも押さえていらっしゃると思うんだけど、この点はいかがなんでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 中舘次長。

○総務部次長（中舘佳嗣君） 現在、財政運営に当たっては、中期財政フレームを基本に、新年度の予算編成につきましても、そういった財政の指標を持って運営していくという考え方であります。このフレーム作成に当たりましては、中長期の財政的な収支見通しを立てておりまして、その中で大まかに歳出の金額等々についても見通しを立てているところでもあります。

この中で、いわば工事、それから入札に係るような投資的な経費等々についても、次期総合計画を平成30年度以降に向けて具体的に定める上で、それまでの期間、今、中期財政フレームの財政運営の指標としているわけですが、そこを見直しに合わせて、こういった財政計画等についても見直しをしていかなければならないというふうには思っておりますので、その中で中長期の見通しを立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 齊藤委員。

○委員（齊藤 昇君） 市の基幹産業は農業であるから、農業の振興・発展というのは、これは欠かすことできない。それから、やはり何といても、現場に出て働く人たちというのは、建設業、製造業なんかも若干ありますけれども、そこら辺が主力を担っているところだと思うんです。それは、働いている人たちや家庭の懐が暖まらなければ、市の財政だって、そんな豊かになったともいえないし、やっぱり士別市に住んでよかったという、そういう町にもなってこないと思うんですよね。

だから、頑張っておられると思うんだけど、世の中は発展しているんだけど、やはり生活はそんなによくなっていないということよりも、むしろ高齢化になってきて働く場もない、年金だって下げられるなんていう事態の中で、暮らし向きはそんなによくなっていないということが言えると思うので、そういうこともよく施策の中でも、全セクションの分野で検討しながら、来年度予算に向けて奮闘していただきたいと、こうお願いしたいと思うんだけど、市長、どうでしょうかね、この点は。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 齊藤委員のお話のとおり、やはり公共事業というのは、その時々大型事業プロジェクトがございますけれども、平準化をして、やっぱり発注をします。特に公共事業を担う企業というのは、非常に裾野の広い産業でございますので、そこには労働力も相当あるわけですから、そういった意味では、先ほど次長からお話をしたとおり、まずは、この3カ年間の財政フレームの中でしっかりとしながら、次期の総合計画の中で平準化を図るよう、そういう努力を一方ではしていきたいと、こう思います。

それと、もう一方では、特に士別市は、国営農地再編整備事業、ここが相当なボリュームで、今事業が入ってきています。もう一方では、士別・名寄間の高速道路の関係の事業も入ってきているわけでありまして、私どもは要望のときに、なるべく事業を細分化して、地元企業もそこに参入できるような、競争に参入できるような、そういうシステムをやっぱりつくっていただきたいということで、これについては今後も引き続き、国・道に対して要請は行っていき

いと、こう思います。

それと、もう一方、今農業のお話がありましたけれども、農業は雇用力、経済も含めて、やっぱり北海道、特に士別市は牽引力であることは論を待ちません。そういった意味では、ここにある日程も、今年は80期の操業に今入ったわけでありますけれども、ここでも相当なやっぱり労働力だとか、あるいは雇用の場、そして運送関係、農業者を含めて担っている経済効果は抜群でありますので、こういった畑作に関するピートだとか、あるいは農業関係も、やはり発展のためには、極めて地域発展のためには、士別市は重要な基幹産業でありますので、そういったところにも意を払って、これからも進みたいと、このように考えているところです。

○委員長（出合孝司君） 藤田主査。

○財政課主査（藤田晶宏君） 先ほど質問いただきました物品の入札で、市外業者が入札し、契約を結んだものの件数でございますが、全体で10件ありまして、金額にしましては4,423万6,900円となります。また、その主な内容としましては、あさひサンライズホールの音響設備、音響機器、成人病健診センターの医療機器、上士別医院の医療機器などがございます。

以上になります。

○委員長（出合孝司君） 次に、第2項徴税費から第6項監査委員費までについては通告がありませんので、次に移りたいと思います。

財産について質疑に入ります。

財産について御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、基金の管理についてお伺いいたします。

本市では、それぞれ目的を持った基金として、26年度末で21の基金で、総額で37億8,348万5,000円となっています。そこで、本市の基金条例の第5条を読みますと、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実な、かつ有利な方法で保管しなければならないとあります。更に2項では、必要に応じて最も確実な、かつ有利な有価証券にかえることができるとなっています。基金の管理については、申し上げるまでもなく、安全で、かつ一定の運用益も確保しなければならないというふうに思います。

本市では、この預金保護と、あるいは年度内の短期繰りかえ運用の利息軽減の目的もあって、平成17年にペイオフが本格解禁以降、無利息の決済性預金が預金保険法により全額保護されるということになっていることから、決済性預金として15億6,391万3,000円を預金しています。こんな理解でよろしいか、まず最初にお伺いしたいと。

○委員長（出合孝司君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、基金、こちらは地方公共団体の財産でございまして、その管理方法については、今委員がおっしゃられたとおり、市の基金条例、更には地方自治法、地方財政法といった法律の中で規定されており、その中には、まず市の財産である基金の管理運用については、安全・確実に効果的に行うことが法の趣旨と考えているところでございます。

そういった法体系の部分を踏まえて、現在、市の運用の状況でございますが、平成27年3月31日現在の基金残高37億8,348万円のうち、決済性預金で管理している金額については15億6,391万円、それから、定期預金で管理しているものにつきましては12億7,157万円、繰りかえ運用しているものにつきましては9億4,800万円という状況になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この決済性預金をしているという意味は、先ほど申し上げましたけれども、預金保険法により全額保護されると。いわゆる、例えば金融機関が破綻したときのリスク回避だと、その趣旨だというふうに思いますけれども、今、金融機関では銀行法などによって、細部にわたっての自己資本比率を含めた経営実態を記載した、いわゆるディスクロージャー誌を作成して、公開を義務づけられております。この内容をしっかり精査することによって、金融機関の安全性が確認できるということになっていきますから、この点についてはどうお考えか、お伺いしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 中舘次長。

○総務部次長（中舘佳嗣君） 基金の運用につきまして、今、定期をしないで決済性預金で持っている一番大きな理由につきましては、大西委員お話しあったとおり、一時借入金の金利を抑えるためということが第一にございます。

今、決済性預金、それから、短期の繰りかえ運用を合わせると約21億円ありますが、日々の歳計現金が足りないときに、一時借入金を起こさないで基金から繰りかえ運用する、一番多いときで23億円余り運用しております。私どもといたしましても、これを仮に全部定期にして、一時借入金の金利を払った場合でいきますと、やっぱり差し引き200万円弱のマイナスになるというふうな試算をしております。そういう意味では、繰りかえ運用に使う分については、決済性預金にしているというような現状にございます。

そこで、委員御指摘のとおり、もともと決済性預金に管理した始まりはペイオフ対策ということで、もしものときに保護される、金利がつかないかわりに完全保護される決済性預金が安全だろうというふうな運用をしてきたところではありますが、本市が実際に運用している市内の金融機関等々につきましても、いわゆる格付の対象となる銀行、それ以外の信用金庫等々につきましても、実際のそういった経営状況からいって、そういう危険性があるわけではないというふうに考えておりますので、実際の決済性預金のかわりに、短い期間でも定期をするということによって、一時借入金の利息がかさまないような形で、そういった運用というのは、やはり検討していくべきだろうというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） この基金、37億円余りの基金を持っているわけですから、しっかり運用については、有価証券も持てるということになっていきますので、この辺を工夫して、できるだけ

運用益を上げるように考えていただきたいというふうに思います。

もう1点ですけれども、監査委員からの決算審査意見書によりますと、26年度中の短期繰りかえ運用の9億4,800万円のうち5億9,800万円が、年度内でなくて、27年度の5月に返還されたということになっていますけれども、素朴な疑問で申しわけありませんが、会計年度独立の原則からも、この年度内に返還されるべきものが、この年度を明けたということの処理が、これは正しいことなのかどうか確認をしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 基金の繰りかえ運用につきましては、一時的なものというのが短期の場合は原則でございますので、基本的に、一時的に運用しても年度内に返すべきというふうなことになるかと思えます。今回の5月に返還したという部分につきましては、大型事業等々もあったということで、実際の会計上は、出納整理期間の5月の借り入れまで資金繰りが苦しいこともありまして、一時借入金を起こすかわりに、繰りかえ運用を5月まで延長したというような運用でございます。

ただ、大西委員御指摘のとおり、基金については出納整理期間がございませんので、そういう意味では、決算書上も3月の末に戻っていなければ、その分の残高が少なくなってしまうというようなこともありまして、非常に決算の基金残高等々を確認する上でも、非常にわかりにくい管理になってしまったということがございます。そういった意味では、この短期間での繰りかえ運用につきましては、あくまで年度内で3月には一旦返すと、今後はそういった運用を心がけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） ほかに御発言ございませんか。井上委員。

○委員（井上久嗣君） それでは、各基金につきまして、何点かお聞きしたいと思います。

基金の中で、合併特例振興基金というのがございます。今10億円ちょっとありますね。改めて、この合併特例振興基金の目的ですとか、中身についてお尋ねしたい。御説明いただきたいと思えます。

○委員長（出合孝司君） 樫木主査。

○財政課主査（樫木孝士君） お答えいたします。

この合併特例振興基金は、合併に伴う地域の振興に資するために設置した基金でありまして、その内容としましては、平成18年度に基金の積み立てを行っております。基金積立額は11億円、そのうち10億4,500万円、95%を合併特例債を財源として充てています。これまでの運用については、主に定期預金等で運用しておりまして、平成26年末時点では運用益が6,585万4,000円となっている状況にあります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 原資が合併特例債ということなんでしょうけれども、これ、特例債ですか

ら、年次的に返還を、返していくと思うんですけれども、そうなったことも含めまして、この基金を、先ほど地域振興のために積んだということですので、地域振興に必要というときには取り崩して使うということも当然視野に入っているわけですが、こういう取り崩す場合、この基金は制約があるかと思うんですけれども、その辺の仕組みをちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（出合孝司君） 榎木主査。

○財政課主査（榎木孝士君） お答えいたします。

この基金を取り崩す場合の制約ではありますが、まず、前年度末までに基金造成のために起こした合併特例債の償還額の範囲内でしか取り崩すことができません。平成26年度末の年度末償還済額が2億7,874万円となっております。平成27年度でいけば、この前年度末までに償還しています2億7,874万円について、取り崩しが可能ということになっております。

また、取り崩した基金の用途についてであります。この基金の設置目的、合併に伴う地域振興に資するもので、市の建設計画に位置づけられた事業の財源に充てることと定められているところであります。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 償還済額の範囲で、使い道の用途の縛りはあるという中で、活用は可能だということなんだろうが、これは今、先ほど私も質問しましたが、例えば、これから本庁舎整備ですとか、大きな事業がこの後、何年後かにあるわけですけれども、それまで、また2年、3年と償還額が累積して、使用可能な範囲というのが増えてくると思いますが、基金ですから取り崩さないで、この基金に限らず、あらゆる基金はたくさんあったに、もちろんこしたことはないんですけれども、場合によっては本庁舎の整備において、合併特例振興基金を何らかの形で活用するというような計画は、現在のところはお持ちなのでしょうか。

○委員長（出合孝司君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 現在、本庁舎整備の財源につきましては、合併特例債、それから道の補助金、庁舎の整備基金等の活用を考えているところであります。

ただ、本委員会でも御議論がありますように、庁舎整備に当たりまして、分散しての分庁、もしくは既存施設の改修等々が今後出てくる場合がございます。その場合については、財源の確保の点で、この基金の活用ということも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） それと、ちょっと別なことを聞きますけれども、過去に、市立病院の経営が非常に厳しいということで、幾つかの基金から市立病院に貸し付けたという経緯がございます。その辺の点を、またその当時の話も含めまして、現在までどんな形で、当時の経緯と経過を含めて、また、どのように26年度末まで基金戻し入れ等してきたのかを含めて、御説明をい

ただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

まず、市立病院へ貸し付けた各基金の過去の経緯ということでございますが、こちらにつきましては、平成19年末時点で市立病院で発生しておりました約13億円の不良債務の解消を図るため、繰りかえ運用基金という形で、市のほうの4基金から長期の繰りかえ運用を実施したものでございます。総額といたしましては5億円ということで、その償還方法と申しますか、運用方法なんですけれども、13年償還、うち元金支払いについては3年据え置き、元金均等の償還となっております。最終期限につきましては、よって、平成33年度までということになってございます。

また、この間の経過でございますが、平成21年3月の運用から現時点で7年が経過してございます。毎年、元金5,000万円と、更にその利息を積み立てし、戻しているところでございまして、平成26年度末における運用の残高につきましては、合計といたしまして3億5,000万円、現時点での運用利息の累計といたしましては、1,300万円程度積み立てたところでございます。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） よくわからないんですけれども、計画どおりに3年据え置きの13年で戻すということなんでしょうけれども、今のところは計画どおりいっているということではないんですか。

○委員長（出合孝司君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

繰りかえ運用の毎年の5,000万円の返済、更に、それに対する運用利息については、毎年予定どおり進んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 基本的な質問なんです。これ、貸し付けたということですから、病院の会計から一般会計というか、こっちの基金のほうに返していくということなのかと思いますけれども、今、非常に病院が苦しいんですけれども、病院の会計から基金に貸付金が毎年戻っているということで理解していいんですか。

○委員長（出合孝司君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） わかりました。

それと、次の質問にいきます。

各基金に積み立てられています、いわゆるふるさと納税というのがありまして、一部サービス戦が多過ぎて、国からの指導もあった自治体もありますけれども、士別市もふるさと納税の流入というのが、過去の議会でも、いろいろ伸びている等々の数字の経過をお聞きしていただけますけれども、それとあわせて、これ、流出もあるんですよ。士別市民で、ほかのふるさと納税をされていると。結局、その差し引きが起こるといえば失礼ですけども、流入が幾ら多くても流出が多かったら、それはそれでちょっと問題があるので、流入が多くて流出が少ないのを期待するんですけども、その辺の両方の経過というのを、過去3年ほどでよろしいのですが、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

ふるさと納税に関する流入・流出の件数、金額等については、こちらのほうで把握できていないところがございますが、昨年の平成26年度のふるさと寄附の状況といたしましては、件数といたしましては1,379件、寄附金の総額といたしましては1,499万2,000円。こちらの金額については、ふるさと応援基金と奨学基金に、それぞれ積み立てのほうをさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） 個人で納税してしまいますので、市ではわからないということなのかもしれませんが、これをやはり、国でも調べようがないので、全体としては国としても把握しているんでしょうけれども、個々の自治体同士の流入・流出というのはわからないということですね。

そうしたら、最後に聞きます。財政調整基金、最終的に14億9,000万円ほどですか、ということで、26年度末に終わっておりますが、これから今、中期財政フレームを進めているさなかでありまして、一定程度の財政調整基金は残していきたいという過去の答弁もあります。今、27年以降の、これからの財政調整基金の今後の推移をどのようにお考えか、改めてお聞きしたいと思います。

○委員長（出合孝司君） 中館次長。

○総務部次長（中館佳嗣君） 現在、財政調整基金の残高につきましては、26年度末から歳計剰余金1億4,000万円を積み立てておりまして、現段階では16億3,000万円という残高でございます。この残高については、昨年と変わらないといえますか、維持しているという状況であります。

井上委員お話しのとおり、財政調整基金の充足率7%、これは中期財政フレームの目標値でありまして、考え方としましては、経常経費に充てる一般財源、本市でいいますと、おおむね100億円程度になります。そこから7%、7億円程度は使える貯金として、29年度末で確保したいということが1点。それから、災害等に備えるためにも必ずとっておく3億円程度を含めると、現段階でいえば、10億円程度の残高は確保したいという考えであります。



そこで、今後の見通しとしては、長期の収支見通しでは、14億円程度の収支不足も3カ年で見込まれるというようなことで、歳出削減に取り組むのはもちろんであります。やはり一部、財政調整基金の取り崩しも避けられないだろうということは予定しております。ただ、今年度、当初予算で組んでおります5億7,000万円の財政調整基金、これについては、取り崩すにしても一部で済むような形で決算を迎えたいというふうに考えておりました。最終的に29年度末での財調の残高10億円については、きちっと確保していくという考えでまいる考えです。

以上です。

○委員長（出合孝司君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） 先ほど井上委員の御質問の中で、病院の繰りかえ運用の件がございました。こちらについて、追加で補足説明させていただきたいと思っております。

もともとの経緯といたしまして、病院の19年度末の不良債務13億円のうち5億円を繰りかえ運用させていただいたという答弁をさせていただきましたが、その内容、13億円のうち、当時の部分につきましては、7億円を病院の特例債で病院が借り入れし、残りの5億円については、市のほうが病院に繰りかえ運用したということになっておりまして、特例債の7億円の返済については病院のほうで返済をこの間しており、25年度末で全て償還が終わったところでございます。

残りの5億円の繰りかえ運用分の残高につきましては、現在、26年度末で3億5,000万円あるということで申し上げましたが、その部分につきましては、市のほうが運用しておりますので、市のほうが5,000万円ずつ基金のほうに戻し入れをしているということでございます。

以上でございます。

○委員長（出合孝司君） 井上委員。

○委員（井上久嗣君） じゃ、ついでに聞きます。ということは、僕の勘違いだったかもしれせんけれども、いわゆる振りかえ運用分は、病院が返すという前提で、病院会計に貸し付けたという記憶があったんですけれども、それが違って、一般会計から出すんだという前提だったのか、それとも、病院が当面返せないで、今は一般会計から返還しているというのか、戻しているのか、どちらなのでしょう。

○委員長（出合孝司君） 丸主幹。

○財政課主幹（丸 徹也君） お答えいたします。

毎年、当初予算のときに、病院の繰りかえ運用に対する元金5,000万円と、あと、それに関する利息部分については予算計上しておりまして、市のほうで基金のほうに積み戻しをさせていただいているということでございます。

---

○委員長（出合孝司君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦勞さまでございました。

(午後 3時38分閉議)